積雪地域の安定的・継続的な
除雪体制の確保に向けて

平成 22 年 3 月

社団法人　全国建設業協会
除雪業務に関する検討 WG

積雪地域における冬期間の安全かつ安心な道路交通の確保は、通学・通勤、救急医療、消防・防災等の住民生活の安全確保、さらには産業経済の円滑な活動及び地域間交流の促進の観点から、極めて重要な問題です。

今まで積雪地域では、地域の建設業者が除雪作業を担い、地域住民の安全・安心を確保してきました。しかし、長年にわたる公共事業費の削減による受注の減少や競争の激化に加え、除雪業務に関する財政支援策の不十分さも相俟って、地域の建設業者の経営状況は厳しさを増しており、経費削減のために除雪機械や熟練技術を持った優秀なオペレーターを手放さざるを得ないケースも発生しています。

このままでは近い将来、積雪地域における除雪体制の崩壊が危惧されることから、本会では昨年８月に「除雪業務に関する検討WG」を設置し、安定的かつ継続的な除雪体制の確保に向け、除雪業務に係る課題の抽出、改善目標の策定等について検討を重ねてきましたが、今般、WGの検討結果をとりまとめました。

本会としては、WGのとりまとめを最低限の改善目標として位置付け、今後、除雪事業に関する改善事例について、Zenken 通信等を通じて情報を共有し、全体のレベルアップを図っていくこととします。本冊子が、各地域における除雪体制の向上に少しでもお役にたてば幸いです。

平成２２年３月

社団法人全国建設業協会
除雪業務に関する検討WG

１．除雪業務に関する課題について

ＷＧでは、除雪業務における課題や問題点等について、ＷＧの参加協会や全建ブロック会議での意見等のほか、群馬県建設業協会や長野県建設業協会が実施したアンケート調査結果を中心に検討し、次の３項目に整理した。

（１）不安定な支払い条件

ほとんどの発注者においては、除雪業務の委託料は稼働状況に応じた支払いとなっており、降積雪状況に大きく影響される不安定な側面を有している。

（２）除雪機械の維持管理費の負担増

暖冬、少雪等で稼働時間が少ない場合、除雪機械の維持管理費（減価償却費、点検費、税金等の固定的経費）が大きな負担となる。

（３）オペレーターの確保が困難

円滑・効率的な除雪作業を行うためには、地形や障害物等を熟知したオペレーターが必要だが、厳しい経営状況の中、人材確保は困難になりつつある。

２．改善目標について

３項目に整理した課題に対して、契約方式と経費の両面から検討し、改善目標を次のとおりとした。

（１）契約方式について

①随意契約を原則

除雪は自然現象（災害）への対応であり、円滑かつ迅速な対応が必要となることから、入札契約方式は、随意契約を原則とすること。

②地域の建設業者に委託

確実かつ継続的な除雪体制を確保するため、入札参加者（委託先）は、地域の建設業者とすること。また、地域の実情に応じて、地域の建設業者で構成する協同組合もしくは共同企業体（ＪＶ）等とすること。

③複数年にわたる委託契約

安定した除雪体制の確保には、地域建設業者の経営安定が不可欠であることから、建設業者が人材確保や育成等の経営計画を立てることができるよう、複数年にわたる委託契約とすること。

（２）経費等について

①単独での採算が確保できる積算体系

除雪事業が、降積雪状況に左右されず、単独での採算が確保できる積算体系とし、一つの事業として成り立つようにすること（オペレーター等の人件費や除雪機械の固定的経費の確保など、暖冬、少雪時における最低補償の制度の確立等）。

②除雪機械は発注者貸与を原則

除雪機械は、発注者からの貸与を原則とすること。また、貸与する機械については、発注者が保有する機械のほか、リース会社からの調達（シーズン契約等）による貸与、建設業者が所有する機械の借り上げ（リース契約と同等の条件）による貸与等も含める。

３．情報共有について

本会としては、ＷＧの検討結果を最低限の改善目標として位置付け、今後、除雪事業に関する改善事例について、Zenken 通信等を通じて情報を共有し、全体のレベルアップを図るとともに、除雪業務の実態を踏まえた補助対象の緩和（拡大）など、除雪業務に関する財政支援策についても、必要に応じて検討していくこととする。

積雪地域の安定的・継続的な除雪体制の確保に向けて

積雪地域における冬期間の安全かつ安心な道路交通の確保は、通学・通勤、救急医療、消防・防災等の住民生活の安全確保、さらには産業経済の円滑な活動及び地域間交流の促進の観点から、極めて重要な問題である。

しかし現在、除雪作業を担っている地域の建設業者の経営状況は悪化の一途を辿っており、このままでは近い将来、除雪体制の崩壊の危機が危惧される。

《課　題》

・委託料は稼働状況に応じた支払いで、降積雪状況に大きく影響され不安定な側面
・少雪の場合、除雪機械の維持管理費（減価償却費、点検費、税金等）が大きな負担
・円滑・効率的な除雪作業に必要な、地形や障害物等を熟知したオペレーターの確保が困難

資料第１～第４

《改善目標》

《契約方式について》

◆除雪は自然現象（災害）への対応であり、円滑かつ迅速な対応が必要であることから、入札契約方式は、**随意契約を原則**とすること

◆確実な除雪体制を確保する必要があることから、入札参加者（委託先）は**当該地域の建設業者**とすること。また、地域の実情に応じて、**地域建設業者で構成する協同組合**若しくは**共同企業体（JV）等**とすること

◆安定した除雪体制を確保するため、**複数年にわたる委託契約**とすること

資料第５　富山県のブロック別一括委託方式について

《経費等について》

◆除雪事業が、降積雪状況に左右されず、**単独での採算が確保できる積算体系**とすること

［暖冬、少雪時の最低補償の制度の確立］
・オペレーター等人件費の確保
・機械固定費の確保　　等々

◆除雪機械は、**発注者からの貸与を原則**とすること
・発注者が保有し貸与
・リース会社からの調達（シーズン契約等）による貸与
・建設業者所有の機械の借り上げ（リース契約と同等の条件）による貸与

資料第６　新潟県の除雪支払い制度の見直しについて

《情報共有》

除雪事業に関する改善事例の情報を共有し、全体のレベルアップを図る

Zenken通信の活用　など

資料第７

【資料第１】除雪体制に関するアンケート調査結果（群馬県建設業協会）　・・・・　6

【資料第２】除雪体制に関するアンケート調査結果（長野県建設業協会）　・・・・ 12

【資料第３】平成２１年度全建ブロック会議における「除雪事業」に関する
要望事項について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

【資料第４】国土交通省平成２１年度下半期監理課長等会議の結果について　・・・ 22

【資料第５】富山県のブロック別一括委託方式について　・・・・・・・・・・・・ 25

【資料第６】新潟県の除雪支払い制度の見直しについて　・・・・・・・・・・・・ 34

【資料第７】除雪業務に係る情報共有について　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56

除雪業務に関する検討WG名簿　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57

【資料第１】

社団法人 群馬県建設業協会

除雪体制に関するアンケート調査結果

記者発表資料

平成 10 年のピーク以後から続いてきた公共投資量の削減により、いつの間にか投資量はピーク時の半分以下に落ち込んでおります。この影響から、地域の主要道路の除雪と維持管理を担当してきた老舗企業が近年相次いで破綻し、建設業者の体力は限界に達しております。

こうした厳しい状況下にあって、群馬県建設業協会は、行政機関と災害時の応急復旧に関する協定を締結し（災害協定）、積雪時の除雪作業等を通じて地域の交通網の維持、並びにライフラインの確保に努めております。

しかしながら県内は、それぞれの地域によって降雪量に差があり、積雪時に現場で従事する作業員や除雪機械のオペレーター、また現場を管理する技術者は、普段の業務を行いつつ、積雪が見込まれる時点からの待機や実作業を昼夜問わず実施しているのが現状です。とりわけ、除雪作業は地域に密着し地域の実情を理解した人でないと不可能に近いものがあります。

そこで当会は、平成 19 年度に「除雪体制に関するアンケート調査」を初めて実施し、県内各地の除雪体制に関する実情を明らかにしました。

その後、過去 2 年間の公共投資量の変化、並びに建設業協会員の減少等を踏まえて、再度調査を実施し、群馬県内全般にわたっての除雪体制の実情と今後の課題を明らかにしました。

除雪体制に関する問題点

1. 公共投資量の削減により、各企業は除雪作業を行う余力がなくなりつつある。
2. 群馬県特有の中途半端な降雪は、除雪機械の維持管理に労苦を伴う。
3. 作業員のみならず除雪機械のオペレーターの高齢化が進み、除雪作業に従事する総人数の減少に歯止めがかからない。
4. 倒産した企業の担当路線を新たに受け持つことで、除雪担当距離が長くなる。
5. 行政機関からの除雪作業に対する費用支払いが、総じて不足状態にある。
6. 近年の暖冬・少雪と突然の豪雪等、アンバランスな気候への対応が難しい。

平成２１年１１月１０日　　社団法人群馬県建設業協会

問い合わせ先

社団法人群馬県建設業協会
住所：群馬県前橋市元総社町２－５－３
電話：０２７－２５２－１６６６（代）
会　　長　　青　柳　　剛
企画係長　　荒　木　孝　彦

社団法人群馬県建設業協会

除雪体制に関するアンケート調査

平成２１年　１１月

社団法人 群馬県建設業協会

The Associated General Contractors of GUNMA

社団法人群馬県建設業協会　除雪体制に関するアンケート調査

平成21年11月10日

調査対象　建設業協会員　３３３社　※ 一部支部会員を含む
内 有効回答　２４６社　※ 除雪契約をしていない企業及び回答の無い企業を除いた数

１．除雪契約締結先（複数回答可）

国土交通省　：　４社
群馬県（土木事務所）：２０８社
市町村　：１７５社
その他　：　３８社
未回答　：　１社
※ その他（民間施設、東電、スキー場等）

群馬県（土木事務所）との契約が最も多く、次に市町村となっている。土木事務所とは、協会の各支部単位で、除雪に関する協定を結び、路線の割り当て等の取り決めをしている。

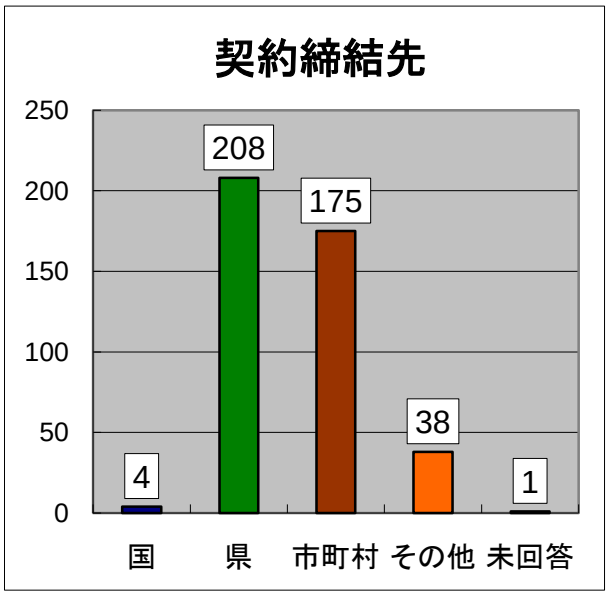

２．除雪機械の保有状況（複数回答可）

自社保有　：１７２社（３３１台）
発注機関からの貸与　：　４０社（１０４台）
レンタル・リース等　：　６９社
未回答又は下請け所有　：　２０社

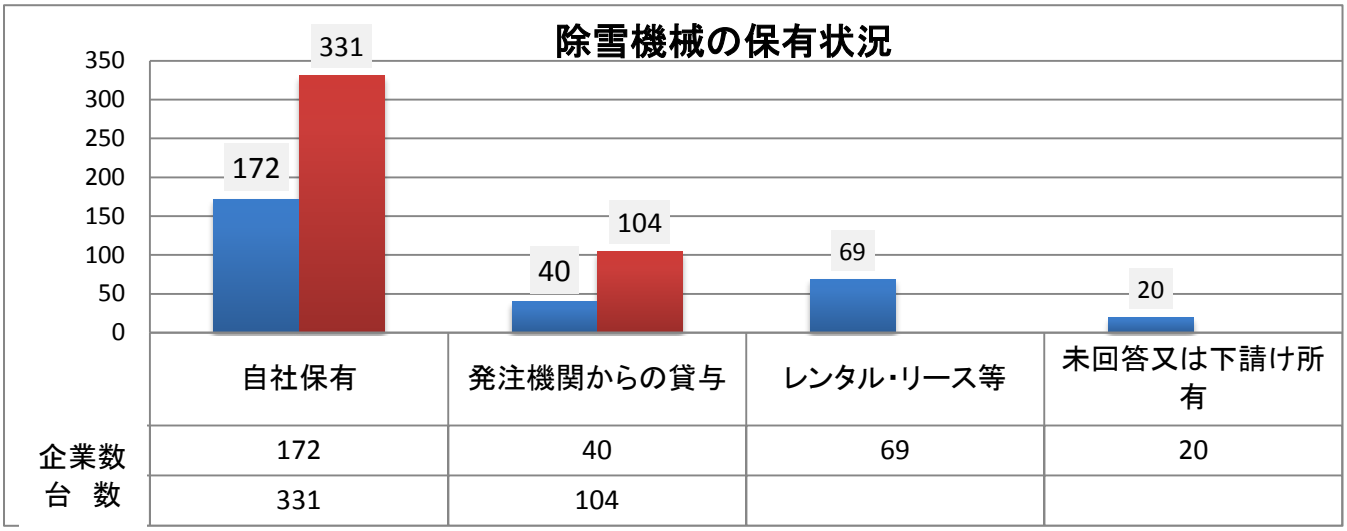

現　状：山間地を抱える地区では自社保有と発注機関からの貸与割合が多く、平野部ではレンタル・リースが多い。下請・協力企業が保有しているケースもある。

問題点：自社保有ができずレンタル等で対応しようとすると、緊急時には不足してしまう可能性がある。

３．自社持ち機械の初年度登録　※初年度登録項目で未記入があり合計保有数と一致していない。

	Ｓ６３年以前	Ｈ元年～Ｈ１０年	Ｈ１１～Ｈ２１	合　計
グレーダー	５４　台	５１　台	８　台	１１３　台
ドーザ	２７　台	５９　台	２４　台	１１０　台
ロータリー除雪機	９　台	５　台	２　台	１６　台
その他	９　台	３２　台	２８　台	６９　台
合　計	９９　台	１４７　台	６２　台	３０８　台

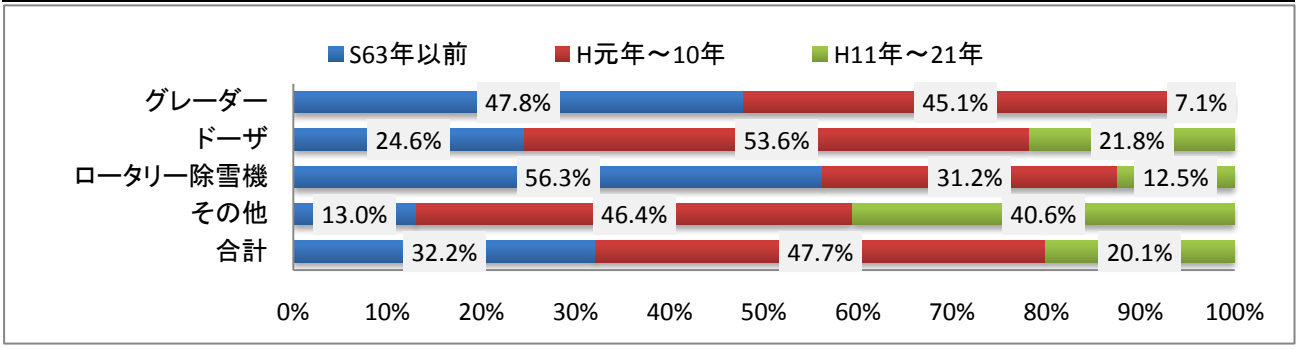

現　状：２０年以上前の初年度登録の機械が３割以上に達している。
問題点：機械維持費が大変な重荷となっている。特にグレーダーについては、使用する道路新設工事が近年大変少なく、年数回の除雪使用では維持費や買い替えの資金も捻出できないため廃車を検討している企業もあり、老朽化が深刻な問題となっている。

４．上記機械の次回更新時における、更新もしくは買い替え等の予定

更新する　：　９５社
買い替える　：　２社
更新も買い替えも出来ない　：　８５社
未回答　：　６４社

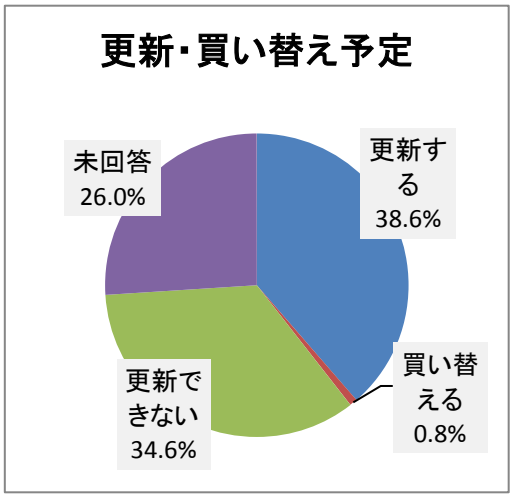

現　状：更新できないと答えた企業が34.7%となっており、体制の保持に大変な労苦があることが分かる。
問題点：更新が出来なければレンタルでの対応が増えるが、豪雪時には不足してしまう懸念がある。

５．オペレーターの状況について

十分に確保している　：　８社
必要人員は確保している　：　１２５社
不足している　：　９４社
なし　：　１社
未回答　：　１８社

現　状：必要数を確保している企業も半数あるが、ギリギリなのが実情。
問題点：オペレーターの高齢化が進み、厳しい経営状況の中、職員を増やすことが出来ず、今後の人員確保は難しいと答える企業が多い。

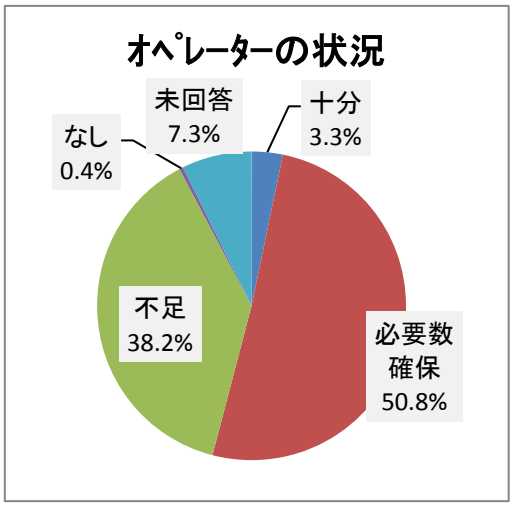

６．除雪作業従事者の状況について

十分に確保している　：　１０社
必要人員は確保している：１３２社
不足している　：１００社
なし　：　１社
未回答　：　３社

現　状：必要数を確保している企業も半数あるが、ギリギリなのが実情。

問題点：オペレーター同様職員の高齢化が進み、職員の増員が難しいことから、今後の人員確保は難しいと答える企業が多い。

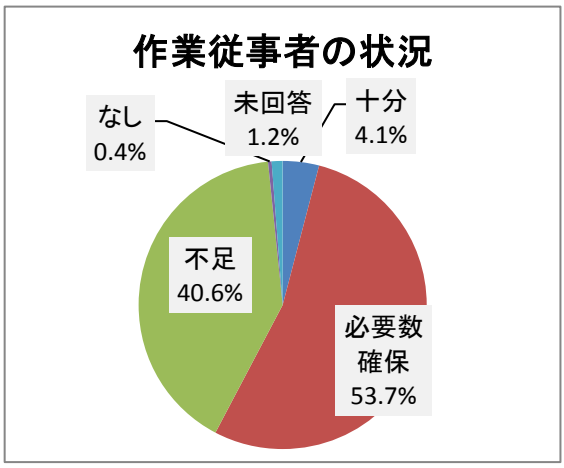

７．除雪距離について

長すぎる　：　９７社
適切である　：１３１社
短すぎる　：　２社
状況による　：　１社
未回答　：　１５社

現　状：長いと感じる企業が約４割ある。これは、倒産廃業の企業の路線を新たに受け持つことと、長年の人員削減による影響が強い。

問題点：緊急に除雪を行わなければならない場合に、箇所によっては後手になることも予想される。

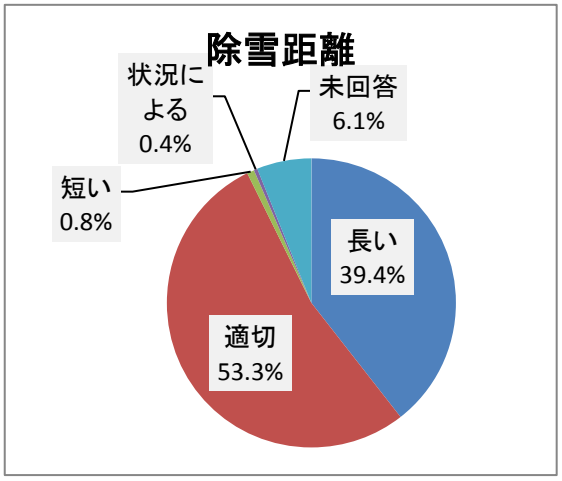

８．除雪費用支払いについて

国土交通省	十分	：	０社
	適切	：	１社
	不足	：	２社
	未回答	：	１社
群　馬　県	十分	：	２社
	適切	：	５６社
	不足	：	１４５社
	未回答	：	６社
市　町　村	十分	：	０社
	適切	：	４０社
	不足	：	１３０社
	未回答	：	６社
そ　の　他	十分	：	１社
	適切	：	１５社
	不足	：	１８社
	未回答	：	３社

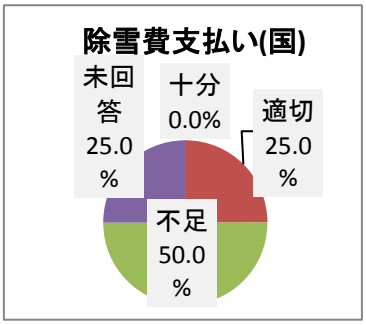

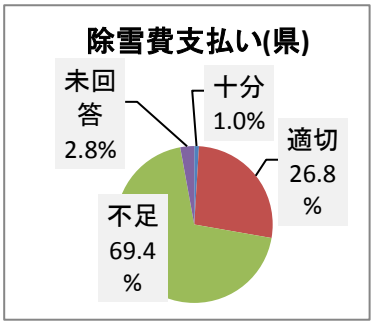

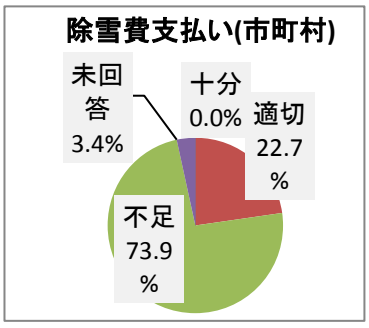

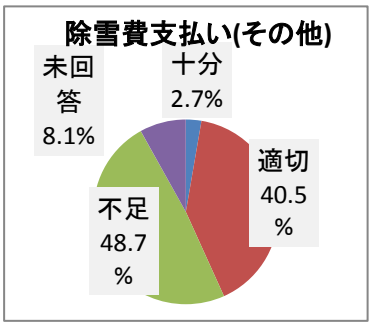

合　　計	十分	：	３社
	適切	：	１１２社
	不足	：	２９５社
	未回答	：	１６社

※ 複数の機関と重複契約があるため、合計数は回答企業数より多くなっている。

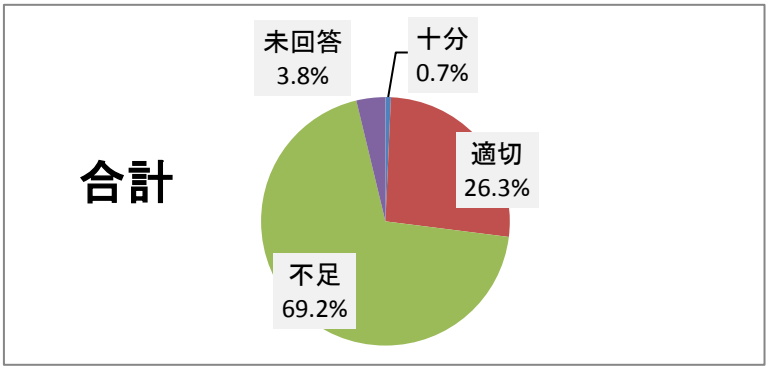

現　状：	除雪費用が不足していると答えた企業が７割弱に達しており、これまで企業の余力で維持してきた体制が、公共事業量の大幅な削減によって不可能になっていることを示している。
問題点：	群馬県においては、昨年度に除雪に係る待機費用の計上措置を講じていただき、今年度は除雪機械の管理費を固定経費で計上していただけることとなった。 しかしながら、費用不足の割合は、市町村が他の発注機関に比べて最も高く、地元の通学路や生活道路の除雪体制を維持するためにも、市町村における契約の再確認が求められる。

７．現在の状況が継続した場合、除雪体制を維持できると考えられる期間

今年から不可能	：	１０社
今年度まで可能	：	１０５社
１年後まで可能	：	４８社
３年後まで可能	：	６０社
５年後まで可能	：	１０社
６年以上可能	：	８社
未回答	：	５社

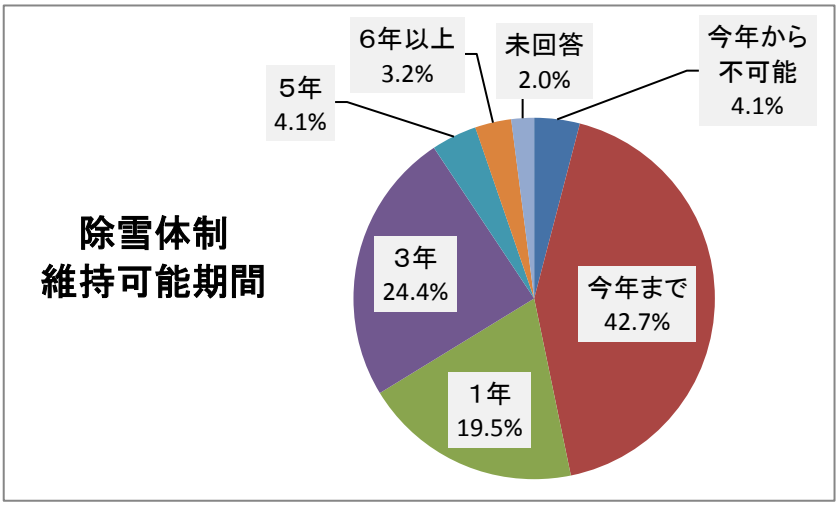

現　状：	今年まで可能と答えた企業が最も多く全体の４割を占めている。３年後まで可能と答えた企業まで含めると、９割以上の企業が今後３年間で現状の体制を維持できなくなるとの認識を持っている。
問題点：	除雪作業は、地域の安全な暮らしを守るために、奉仕的精神で使命感を持ち実施しているが、公共事業量の大幅な削減により各企業は余力が無く、これまでと同じ状況が続く限り、除雪体制を維持することが困難であることが浮き彫りとなった。 群馬県特有の中途半端な降雪は、除雪を冬季の主要事業と位置付けることができないうえ、作業員は降雪が見込まれる段階からパトロールや待機をし、深夜や早朝という時間帯に作業に従事することも多く、その分の作業員への手当も出せない状況となっている。 こうしたことから、地域の実情に応じた除雪体制維持のための施策を早急に検討し、公共事業量の削減が地域防災の観点からも大変に影響があるということを認識することが必要である。

【資料第２】

66%が費用不足

長野建協 除雪体制アンケート

長野県建設業協会が、会員企業を対象に実施した「除雪体制に関するアンケート」の結果によると、「現在の状況が継続した場合、除雪体制を維持できると考えられる期間」は、1年後までがほぼ3分の1の36%（今年まで16%、1年後まで20%）、3年後まで（37%）を含めると73%、7割を超える企業が3年以内と回答しており、切迫した状況が浮き彫りになった。

調査は昨年秋に行い協会員529社中、331社から回答を得た。25日に開催された第9回「地域を支える建設業検討会議」全体会議に報告した。除雪費用の支払いについては、全体で十分3、適切181、不足383、未回答9。66%が不足と回答した。

発注機関別では、県が十分2、適切92、不足125、未回答3、市町村は十分1、適切66、不足224、未回答3、国土交通省は十分ゼロ、適切4、不足7、未回答1で、全体に不足感が強い。

除雪機械の保有状況は、自社保有が279（699台）と多く、発注機関からの貸与117、レンタル・リース51、未回答または下請け所有2だが、自社持ち機械は、20年以上前に初年度登録したものが3割に達している。平成元（89）年以降に廃車した（手放した）台数は159台。

自社持ち機械の次回更新時における更新・買い替え予定は、更新する134、買い替える10、更新も買い替えもできない132、未回答24で、「更新も買い替えもできない」が44%を占めた。

オペレーターの確保は十分に確保している16、必要人数は確保223、不足している76、未回答4。4分の1が不足と回答し、確保している企業も高齢化などの問題を抱えている。

県がまとめた除雪業務委託の応札者状況によると、平均応札者数は05年度1・15、06年度1・21、07年度1・26、08年度1・34、09年度1・49と、1者から2者程度にとどまっている。09年度は約74・4%が1者のみの応札になっている。

社団法人　長野県建設業協会

除雪体制に関するアンケート調査

平成22年　1月

Nagano Construction Society
長野県建設業協会

社団法人　長野県建設業協会　除雪体制に関するアンケート調査

平成22年1月14日

有効回答数　331社　（調査対象：建設業協会員529社）

※除雪契約のない企業、未回答企業を除く

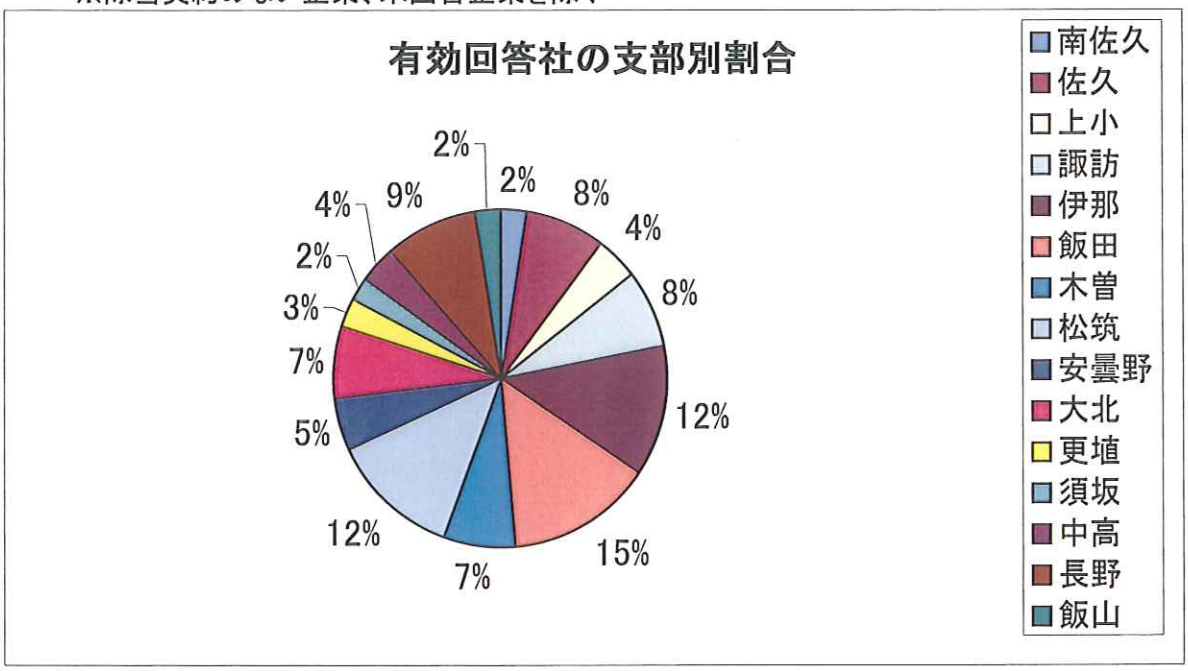

中南信地区の回答企業数が多い。

1．除雪契約締結先（複数回答）

国土交通省　：　10社
長野県　　：　222社
市町村　　：　297社
その他　　：　37社

※その他は、民間駐車場、電力会社等

市町村との契約が最も多く、次に県となる。県、市町村との契約が大部分を占める

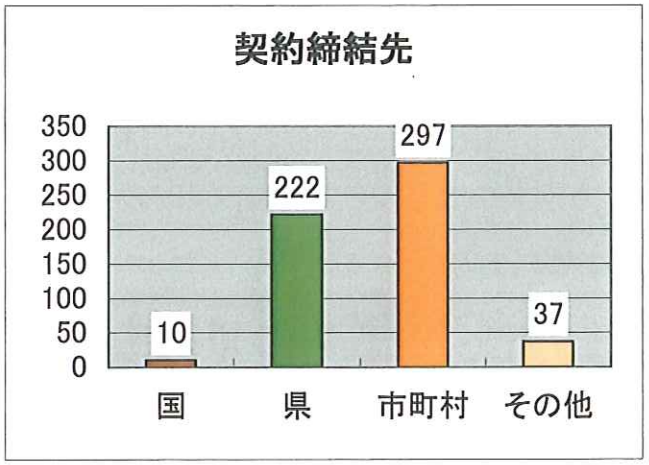

2. 除雪機械の保有状況（複数回答）

自社保有　　：　279社（699台）
発注機関からの貸与　：　117社
レンタル・リース等　　：　51社
未回答又は下請け所有　：　2社

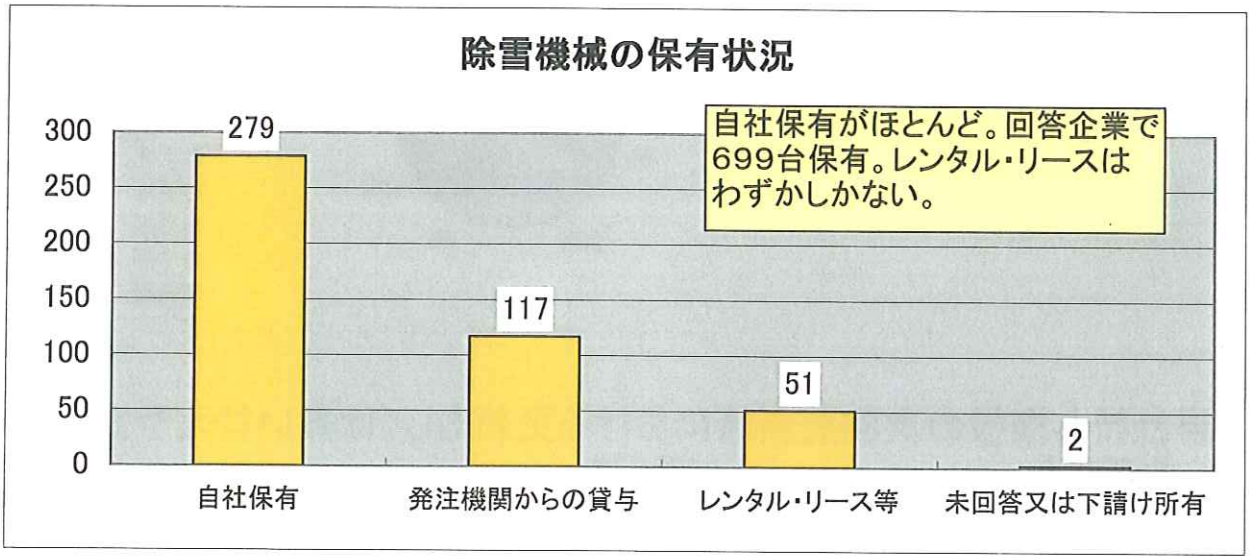

3. 自社持ち機械の初年度登録

※初年度登録項目で未記入があり、合計保有数と一致していない

	S63年以前	H元年～H10	H11～H21	合計
グレーダー	85台	77台	18台	180台
ドーザー	106台	209台	137台	458台
ロータリー除雪機	14台	10台	9台	35台
その他	2台	15台	8台	26台
合計	207台	311台	172台	699台

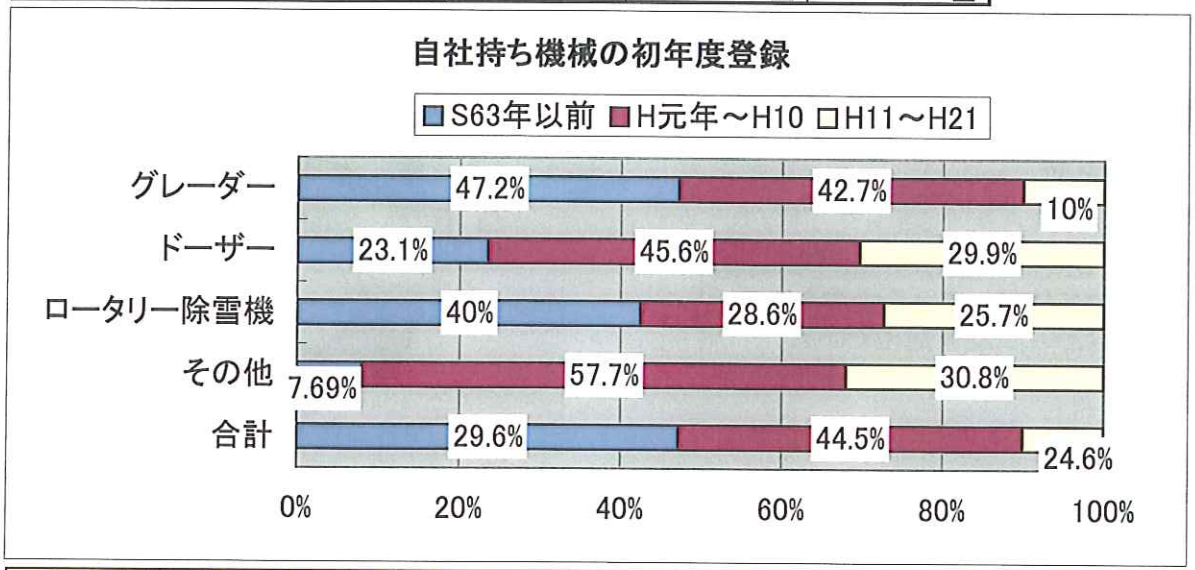

20年以上前の初年度登録が3割に達する。経営悪化、暖冬傾向により、機械の維持が困難で老朽化が深刻な問題。

4. 平成元年以降に廃車した(手放した)台数

159台

20年ほどの間に159台を廃車または手放している。特に松本、大北、飯田などが多い。

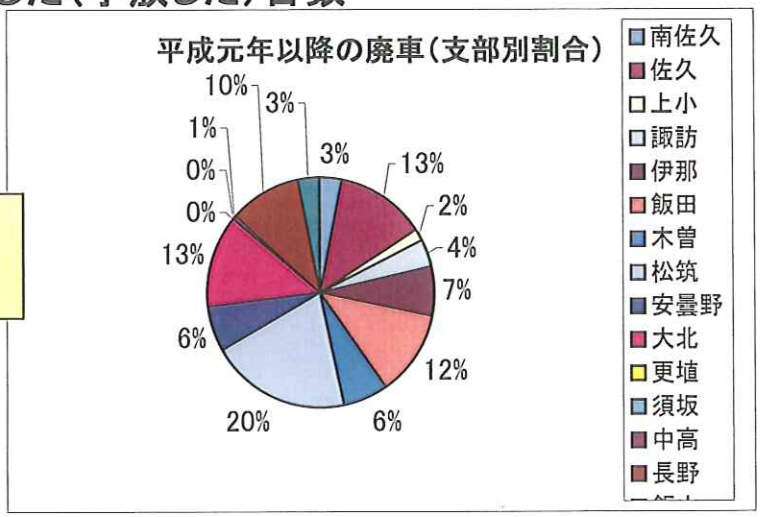

5. 自社持ち機械の次回更新時における更新もしくは買い替え予定

更新する	:	134社
買い替える	:	10社
更新も買い替えもできない	:	132社
未回答	:	24社

更新も買い替えもできないと答えた企業が44%。機械保有がむずかしくなっている。

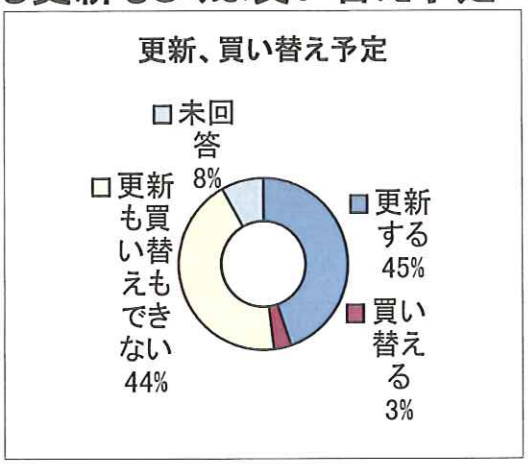

6. オペレーターの状況について

十分に確保している	:	16社
必要人員は確保している	:	223社
不足している	:	76社
未回答	:	4社

4分の1の企業が不足と回答。必要数を確保している企業も高齢化などの問題を抱えている。

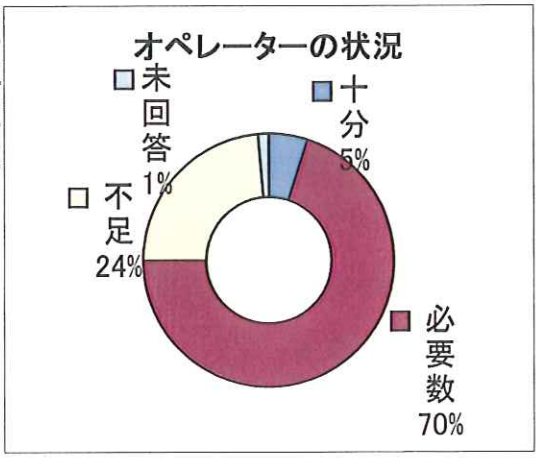

7. 除雪作業従事者の状況について

十分に確保している　：　15社
必要人員は確保している　：　213社
不足している　：　86社
未回答　：　2社

4分の1を超す企業が不足と回答。必要数を確保している企業も、高齢化や若年層の不足を抱えている。

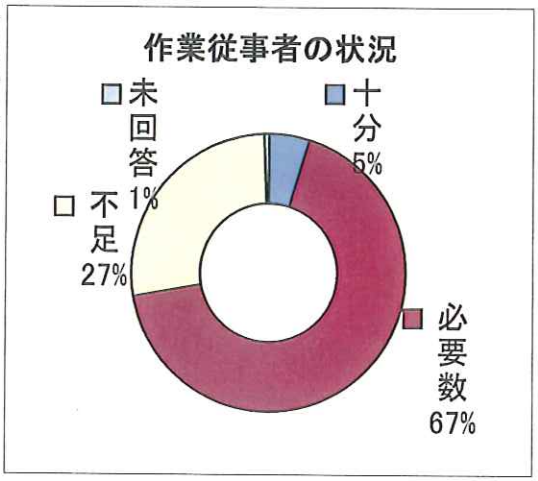

8. 除雪距離ついて

長すぎる　：　74社
適切である　：　217社
短すぎる　：　16社
状況による　：　1社
未回答　：　4社

長いと感じる企業が4分の1。適切とする企業が7割を占めた。

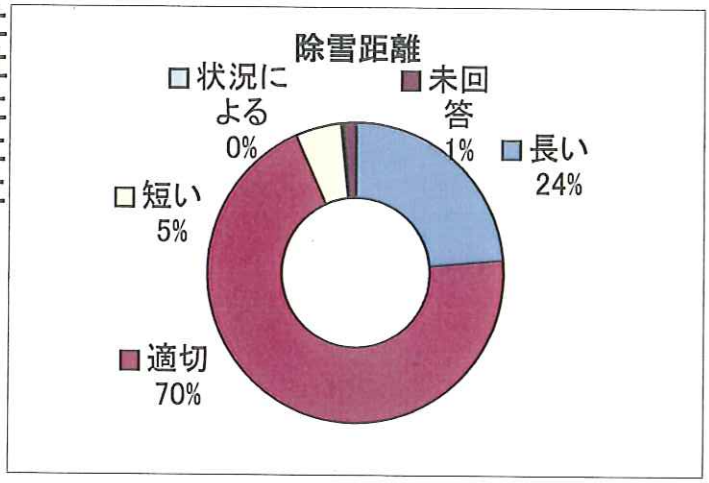

9. 除雪費用支払いについて

合計（重複契約あり）
十分　：　3社
適切　：　181社
不足　：　383社
未回答　：　9社

除雪費用が不足していると答えた企業が66%に達している。これまで余力で維持してきた体制が、公共事業量の減少に伴う収益の悪化で難しくなってきている。

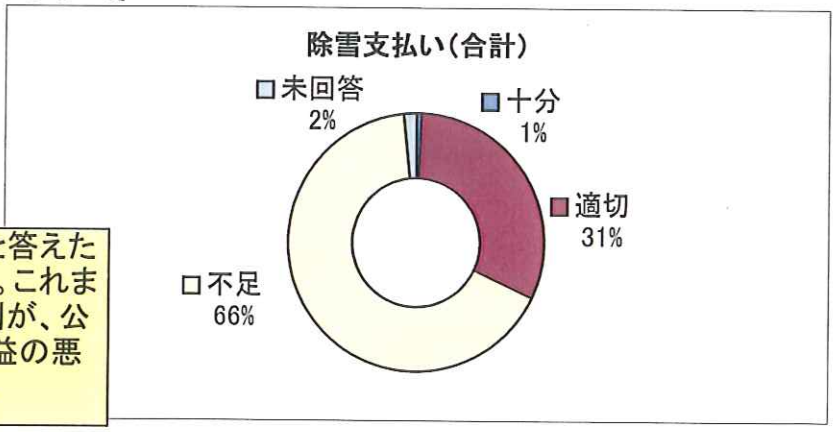

除雪費用の支払い（国、県、市町村、その他）

国道交通省
- 十分　：　0社
- 適切　：　4社
- 不足　：　7社
- 未回答：　1社

長野県
- 十分　：　2社
- 適切　：　92社
- 不足　：　125社
- 未回答：　3社

市町村
- 十分　：　1社
- 適切　：　66社
- 不足　：　224社
- 未回答：　3社

その他
- 十分　：　0社
- 適切　：　19社
- 不足　：　27社
- 未回答：　2社

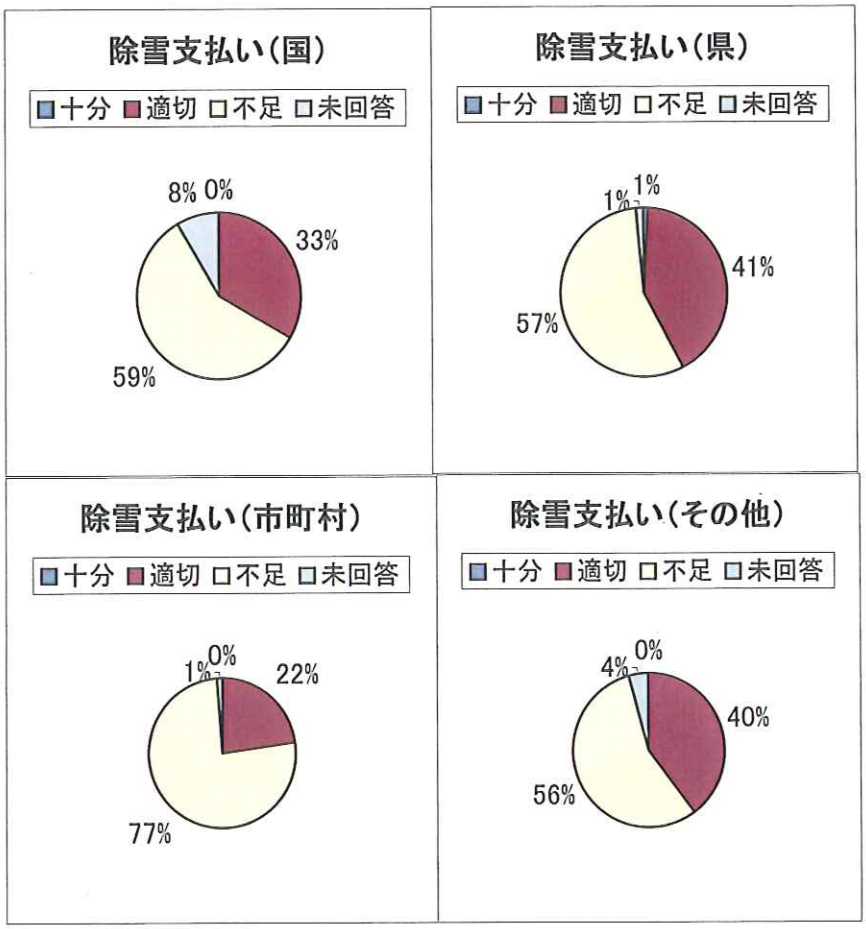

10. 現在の状況が継続した場合、除雪体制を維持できると考えられる期間

- 今年から不可能　：　1社
- 今年度まで可能　：　49社
- 1年後まで可能　：　61社
- 3年後まで可能　：　110社
- 5年後まで可能　：　33社
- 6年以上可能　：　36社
- 未回答　：　11社

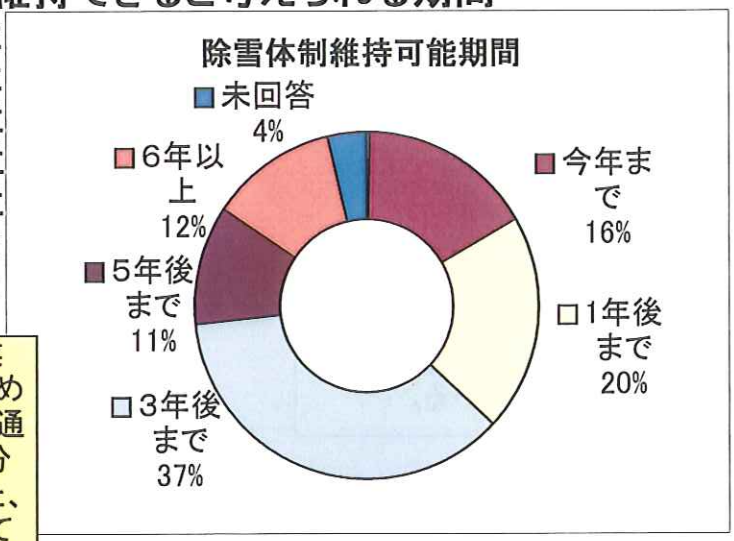

今年まで、1年後までと回答した企業が3分の1を占める。3年後までを含めると、7割を超える。会社の継続も見通しが難しい状況の中で、先のことは分からないとする意見が目立った。また、地域への奉仕として、使命感を持って除雪を担っているとする意見や、「総合評価の加点のためにやっている」という意見などがあった。

平成２１年度全建ブロック会議における「除雪事業」に関する要望事項について

【東北ブロック】

降積雪状況に左右されることなく、安定的な除雪体制を構築できるよう、県に対する国の助成制度を拡充していただきたい。（除雪機械の原則貸与、オペレーターの給与確保等）

＜全　文＞

○豪雪地帯の安定的・継続的な除雪体制の確保について

豪雪地帯における冬期間の安全で安心な道路交通の確保は、保険・医療、通学・通勤、消防防災等の住民生活の安全の確保、産業経済の円滑な活動及び地域間交流の促進の観点から、極めて重要な課題となっております。

このため、降積雪に対応した道路の整備を促進するとともに、除排雪対策の充実等により、冬期間交通が困難な区間の解消を図るなど、安全で安心な道路交通の確保は必要不可欠であります。

東北地方の建設業は、昨今まで冬期間の道路交通の確保のため、平年の降積雪を想定し、除雪オペレーターの雇用の確保及び機械・車両の確保を図るなど、万全の体制に努めてまいりました。

しかし、県及び地方自治体の除雪業務は、建設業者への委託により実施されていますが、委託料の支払いは機械の稼働時間に応じた支払いとなっているため、気象条件とは言え、降積雪状況に左右される不安定な側面を有しております。特に稼働時間が極端に少ない冬期間にあっては、オペレーターの雇用の継続、機械の保有及び更新等の維持管理費が大きな負担となり、また、公共事業の減少や入札制度改革等による利益の低下と相まって、地域建設業における安定的な除雪体制の維持が大変困難な状況になりつつあります。

一方、除雪業務委託においては「入札不調」の問題等も発生していることから、発注者は制度の一部見直しを行うなど改善の必要性を認識しているものの、財源不足や助成制度の制約から、委託期間における最低限必要なオペレーターの人件費・機械損料（リース料等を含む）等の固定費の実費を賄うまでの補償とはなっていないのが実態であります。

つきましては、降積雪状況に左右されることなく安定的な除雪体制を構築できるよう、県に対する国の助成制度の拡充をお願いします。

（１）　除雪機械は県からの貸与を原則とし、また、委託機械の場合は減価償却費、維持管理費（リース料等を含む）等の固定費の実費が補填されるよう制度の拡充を図ること。

（２） 委託期間は降積雪にかかわらず２４時間体制で拘束・待機している除雪オペレーター確保のための、その給与等が補填されるよう制度の拡充を図ること。

【関東甲信越ブロック】

安定的・継続的な除雪体制の確保について、除雪オペレーター、パトロール員等の確保のための経費補填、及び除雪機械の原則貸与、委託機械の場合は減価償却費、管理費等の経費が補填されるようにしていただきたい。

＜全　文＞

○安定的・継続的な除雪体制の確保について

除雪業務は、建設業者等への委託により実施されているが、委託料の支払いは機械の稼働時間に応じた支払いとなっているため、降雪状況に影響さける不安定な側面を有しています。

このため、近年の少雪傾向にあっては、除雪オペレーターの雇用の継続や機械の保有及び更新が負担となり、地域における安定的な除雪体制の維持が困難になりつつあります。

一方、発注者は、制度の改善の必要性は認めているものの、財源不足や補助事業の制約から改善が進まない状況であります。

ついては、除雪体制を安定的・継続的に確保できる方策が構築できるよう、地方自治体に対する助成制度の拡充をお願いします。

（１） 除雪オペレーター、パトロール員等の確保のための経費が補填されるよう制度の拡充を図っていただきたい。

（２）除雪機械は発注者からの貸与を原則とするとともに、委託機械の場合は減価償却費、管理費等が補填されるよう制度の拡充を図っていただきたい。

【北陸ブロック】

暖冬期などにおける除雪業務の補償制度の創設等について検討していただきたい。（暖冬・少雪時の最低補償、オペレーター等人件費の確保、機械類の経費負担等）

＜全　文＞

近年の暖冬・少雪等により除雪機械等の稼働率が低下しています。このため、除雪業務を行っている地方の建設業者は、公共事業の減少もあり、除雪機械の保有やオペレーターの確保等が大きな負担となっています。

一方、積雪地域の除雪は、地域の経済活動や住民の生活に多大な影響を及ぼすため、今後の安定的な除雪体制を確保する新たな制度の創設を含む除雪制度の見直しが必要であります。

つきましては、次の事項について要望します。

（１） 暖冬期、少雪時の最低補償等

稼働日数が少なくなった場合は、採算割れになるので最低補償等の更なる制度創設をお願いします。

（２） オペレーター等人件費

除雪要員としてのオペレーター等は、冬季或いは降雪時のみの確保は難しく、地元の道路に詳しい経験豊かなオペレーター等は、年間通じて確保しておく必要があります。こうした人件費を除雪経費として算定できるよう改善策をお願いします。

（３） 機械類の経費負担等

現在の除雪制度・内容では、業者による除雪機械の更新費用確保は難しく、業者保有制度は成り立たないところに来ている。

除雪機械に係る業者保有の購入費補助、又はリース・貸与を含む費用負担方法など、制度全体の見直しをお願いします。

以　上

21都道府県が8割超

09年度上期発注 監理課長会議結果を公表 国交省

国土交通省は、各地方整備局や都道府県との間で昨年11月に開いた監理課長等会議の結果をまとめた。09年度上半期の発注実績については、前倒し発注の目標となっていた80％を上回った都道府県が21団体で、70％を上回った団体を含めると38団体と全体の8割を占めた。都道府県の入札契約制度の改善では、公共事業の減少で建設業者の受注機会が減る中、競争資格審査で各等級ごとの定数を決めて格付けを行っている事例などが報告された。こうした事例は佐賀県と宮崎県が実施。佐賀県では各ランクの構成員数が減ったという。予定価格の事後公表を一部でも実施している都道府県は25団体だった。

会議は8地方ブロックごとに毎年2回開かれ、入札契約制度や建設業振興などについて意見交換している。都道府県の回答内容は昨年11月時点。

建設業の現状については依然厳しいとの意見が多かった。

入札契約制度では、都道府県に直近の競争資格審査で実施した取り組みを聞いたところ、最上位ランクの業者数を減らしたケースや、格付け点数の区分見直し、社会保険加入や機械保有状況の確認徹底といった事例が挙げられた。国交省は、今後も自治体の取り組みをフォローアップし、紹介・周知していく。市区町村に対する働き掛けも都道府県と連携して強化する。

新分野進出などへの取り組みも報告され、宮城県と島根県では、公共施設の維持管理や耕作放棄地対策などに対応するため建設産業団体と市町村などが協議会を設け、協力して事業化を検討。岩手県では「ふるさと雇用再生特別基金」を活用して建設業の新分野進出支援を拡充していた。

都道府県の4割が災害・除雪対応懸念

国交省調査 インセンティブ付与進む

建設業が担ってきた災害対応や除雪などについて国土交通省が都道府県にヒアリングしたところ、4割が「支障が生じる」と懸念していることが分かった。背景には、建設業者の倒産や事業縮小による保有機械の減少、技能者のリストラなどがある。こうした懸念を反映し、災害対応実績を総合評価方式の入札で加点評価するなどの取り組みも進んでいる。

昨年11月に全国8ブロックで監理課長会議を開いた際などに全都道府県から状況を聞いた。

総合評価方式でインセンティブを付与するケースは多く、災害時に活用可能な機械保有や災害協定の締結、維持管理業務の受注、災害対応実績などを地域貢献度として加点評価しているという。北海道と奈良県では契約ゾーンの広域化を図るといった発注方法の見直しを行っていた。

除雪・融雪では、新潟県と福島県がオペレーターの基本待機料や機械保有費用の一部を支払い、北海道と島根県が複数業者による協同組合に除雪を発注する取り組みを進めていた。北海道は受託業者に貸し付ける官有機械も増やしていた。

地域建設業縮小で

競争参加資格の削減調整

都道府県で見直しの動き

4割が災害対応に危機感

国交省・下半期監理課長等会議

国土交通省は、公共工事受注減少により建設業者の倒産や整理が進む一部の都道府県で、競争参加資格審査の格付点数の区分見直しや各等級ごとに定数を予め定めた格付けを図るなど、有資格者数を調整し減少させる取り組みがみられるため、今後の動向を注視したいとしている。また地域建設業者の倒産、事業縮小が公共施設の維持管理や災害時対応に支障をきたすと危機感を抱く都道府県が約4割に達しており、総合評価方式でのインセンティブなど自治体の対応事例を積極的に紹介・周知していく考え。

全国8ブロックで開催している今年度下半期監理課長等会議で都道府県側の課題を議論した。競争参加資格審査での有資格者数減少は、会議開催にあわせ事前回答を求めた。佐賀県、宮崎県が「各等級ごとに定数を定めて格付け」を実施、1～2割程度の資格者減を図っているほか、「格付け点数の区分見直し」（1団体）、「4ランクを3ランクに集約」（1団体）が確認された。

この結果、各ランクの構成員数の削減（4団体）、最上位ランク業者数の削減（2団体）が生じている。国交省は「都道府県の先走りではなく、地域の建設業界団体の意向に基づき資格者のバランス見直しを図っている」はずと判断している。

公共事業費減少による地域建設業者の倒産、事業縮小は競争参加資格者のバランス変動だけでなく、保有機械の減少や技能者のリストラが公共施設の維持管理、災害時や除雪・融雪への自治体対応におよぼす悪影響も危惧される。豪雪地帯や山岳地帯を抱える自治体を中心に約4割の都道府県が「対応に支障が生じるおそれ」があると同会議で明らかにされている。

対応策として多くの都道府県では、総合評価方式の工事を対象に、災害時に活用可能な機械の保有、自治体との災害協定締結、維持管理業務の受注や災害対応実績などを地域貢献度として評価・加点するインセンティブ設定を導入している。

独自の対応策としては、北海道、奈良県の契約ゾーン広域化による発注方法見直しをはじめ、除雪業務の協同組合発注（北海道、島根県）、オペレーターの基本待機料や機会保有費の補助（新潟県、福島県）といった取組みもみられる。国交省では、「最終的には（対応策は）自治体判断に委ねられる」が、こうした自治体の対策を総合評価普及と並行して積極的に紹介していくことが今後の課題としている。

参加資格審査見直し 地方自治体で広がる

下半期監理課長会議

国土交通省が、開いた09年度下半期監理課長等会議で、事業量の減少や倒産・整理などの影響で、競争参加資格審査の見直しが地方自治体で広がっていることが分かった。

佐賀県や宮崎県では、等級ごとに定数を定めて格付けし、結果的に各等級の構成員数が減少したという。香川県では、4つの等級を3つに集約。最上位等級の企業数を削減した自治体も2自治体あり、格付け点数の区分を1自治体から見直したという報告があった。事業量が減少しことから、事業量に応じた企業数の設定による受注機会の確保を図ったものとみられる。

また、都道府県の約4割が企業数の減少などにより災害や除雪・融雪への対応に「支障が生じるおそれがある」との回答があった。国交省は、こうした動向を今後も注視する考えだ。

このほか、09年度上期の発注状況を質問し21自治体が国が目標としていた80%の実績を上回り、17自治体が70%以上80%未満の実績となった。

富山県のブロック別一括委託方式について

- 県管理道路の除雪体制は、昭和 63 年度から**ブロック別一括委託方式**を採用。

- **除雪車の弾力的な運用により効率的な除雪**（※）を行い、また業者間の相互協力により除雪レベルを均一化するため、県内に８つある土木センター（又は土木事務所）ごとに、各管内の路線をブロックに分け、それぞれのブロックごとに地元建設業者で構成される共同企業体（JV：3～10 社程度で構成）に一括して委託（**随意契約**）。

※ 除雪車の弾力的な運用による効率的な除雪

降積雪状況や除雪状況等に応じて、ＪＶ内の除雪車両の運行を調整し、効率的に除雪する。

《例》

① 除雪が遅れている路線の応援機械での除雪

② ＪＶ内の相互協力による除雪レベルの面的向上　など

道 路 除 排 雪 業 務 委 託 契 約 書

富山県（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、道路の除排雪について、次のとおり委託契約を締結する。

１委託路線及び区間

（１）車道除雪　　別表「車道除雪区間一覧表」のとおり

（２）歩道除雪　　別表「歩道除雪区間一覧表」のとおり

（３）交差点除雪　別表「交差点除雪一覧表」のとおり

２委託料単価

（１）除雪　　別表「除雪単価一覧表」のとおり

（２）雪道巡回工　別表「雪道巡回工単価一覧表」のとおり

（３）待機

ア　オペレータの待機　別表「オペレータの待機単価一覧表」のとおり

イ　情報連絡員の待機　別表「情報連絡員の待機単価一覧表」のとおり

（４）機械管理費　別表「機械管理費一覧表」のとおり

３委託期間

平成２１年１１月１３日から平成２２年３月３１日まで１３９日間

４契約保証金

免　除

（総則）

第１条　乙は、甲の指示に従い、この契約書及び別紙道路除雪委託要領（以下「契約書等」という。）に基づき、道路の除排雪（以下、「除雪作業」という。）を行わなければならない。

２　乙が共同企業体である場合は、別紙共同企業体協定書により、除雪作業を共同連帯して行なう。

（除雪作業の形態）

第２条　甲は、除雪作業を次表に掲げる委託区分により乙に委託するものとする。

委託区分		内　　容
貸与委託		甲は除雪機械等を乙に貸与し、乙はこの貸与された除雪機械等で除雪作業を実施するもの
借上委託		乙の除雪機械等で、除雪作業を実施するもの
	常時借上	甲の道路除雪計画において、乙の除雪機械等を路線に配置し、除雪作業を実施するもの
	臨時借上	甲の道路除雪計画において、臨時的に乙の除雪機械等で除雪作業を実施するもの

（委託料）

第３条　委託料は、次の各号に掲げる額の合計とする。

（１）前記２（１）に定める単価に、除雪機械等の実稼働時間を乗じて得た額

（２）前記２（２）に定める単価に、実稼働回数を乗じて得た額

（３）前記２（３）アに定める単価に、待機した回数を乗じて得た額

（4）前記２（３）イに定める単価に、待機した時間を乗じて得た額
（5）前記２（４）に定める単価
２　甲は、必要に応じ安全費及び運搬費の経費を算出のうえ前項の委託料に加算することができる。
３　前項の安全費は、除雪作業に要する標識類、誘導員、監視員、照明等に関する経費とする。
４　第２項の運搬費は、除雪機械の自走によらない場合の運送に要する経費とする。
５　乙が共同企業体である場合は、その代表者に対し、甲は管理費として前各項の規定により算出した経費の合計額の４％に相当する額を支払うことができる。ただし、第１項（５）については、管理費の対象としない。
（除雪機械の無償貸与）
第４条　甲は、除雪作業を貸与委託により実施するときは、甲の所有する除雪機械を契約期間中乙に無償貸与するものとする。
２　甲が乙に無償で貸与する機械（以下「貸与機械」という。）の引渡し並びに返納の場所及び時期は、甲が指示する。
３　貸与機械の引渡し後の維持管理は、乙の責任において行うものとする。
４　貸与機械の引渡しは、甲乙立会いのうえ、その機能の現況を確認して行うものとする。この場合においては、除雪機械機能現況確認書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、その１通を各自保有するものとする。
５　乙は、貸与機械の引渡しを受けたときは、除雪機械借用証書を甲に提出しなければならない。
６　乙は、貸与機械を善良な管理者の注意をもって管理するものとし、貸与機械を転貸し、担保に供し、又は委託業務以外の用途に供してはならない。
７　乙は、貸与機械が滅失し、紛失し、又はき損したときは、ただちに報告書を甲に提出しなければならない。この場合において、乙は、甲の指示するところにより乙の負担において補填し、修理し、又はその損害額を弁償しなければならない。
８　天災その他不可抗力による損害の負担については、甲乙協議して定めるものとする。
９　乙は、契約期間の満了、契約の解除その他の事由によって貸与機械を返納するときは、除雪機械返納届書を提出し、甲乙立会のうえ第４項の除雪機械機能現況確認書によって当該貸与機械の機能の現況を確認した後、引渡しを行なうものとする。
（委託料の支払時期及び方法）
第５条　乙は、委託料を１箇月を超えない期間分ごとに取りまとめて甲に請求するものとする。ただし、請求は１箇月３回以内とする。この場合において、除雪機械等ごとに、日中と夜間のそれぞれ請求期間の実稼動延べ時間に１時間未満の端数が生じたときは、それぞれにおいてその端数が３０分以上のときは１時間とし、３０分未満のときは切り捨てるものとする。
２　前項の規定にかかわらず、乙は委託料のうち機械管理費にかかる部分については、契約期間の満了時に請求するものとする。
３　甲は、前２項の規定による請求があったときは、請求書を受理した日から起算して３０日以内に支払わなければならない。
４　前項の請求書には、次条第５項の規定により審査を受けた作業日報、又はその作業日報を集計したものを添付しなければならない。
（作業の指示、確認）
第６条　甲は必要に応じて作業場所、作業内容、機種、台数等を明示して乙に出動及び待機を指

示するものとする。
2　乙は、出動するときは事前に甲に降積雪状況や出発時刻を連絡し、作業を終了したときは甲に対し、速やかに作業内容、交通確保状況及び帰着時刻を報告するものとする。
3　乙は、待機体制の状況を速やかに甲に報告するとともに、除雪待機日誌を提出しなければならない。
4　乙は、除雪作業を実施した日ごとに、乙が押印した作業日報２部及びタコグラフ１部を、建設機械ＩＣカード車載ターミナルが設置されている除雪機械においてはＩＣカードを、速やかに甲に提出するものとする。
5　甲は、前項で提出された内容を精査し、監督員が認印を押捺のうえ、その作業日報１部を乙に返送するものとする。
6　甲は、前項の審査に関し必要がある場合は、現地検査を行なう。
7　乙は、現地検査の結果不合格となり、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、甲の再検査を受けなければならない。
8　前項の補正のための稼働時間は、委託料の支払の対象とはしない。
（権利義務の譲渡）
第７条　乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承認を得た場合は、この限りではない。
（監督員）
第８条　甲は、この除雪作業について監督又は指示する職員（以下「監督員」という。）を指定し、乙に通知する。
2　監督員は、契約書等に基づき必要な監督、指示等を行なう。
（現場代理人及び主任技術者）
第９条　乙は、現場代理人及び除雪作業現場における技術上の管理と安全管理をつかさどる主任技術者を定め、書面をもって甲に通知しなければならない。
2　前項の現場代理人と主任技術者とは、これを兼ねることができる。
（委託内容の変更）
第 10 条　甲は、必要がある場合には、除雪作業の内容を変更し、除雪作業を一時中止し、又は除雪作業を打ち切ることができる。
2　前項の規定により除雪作業の内容を変更する場合は、変更契約を締結するものとする。ただし、除雪期間のみを変更するときは、甲は書面により乙に通知するものとする。
3　第２項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、これを賠償しなければならない。その賠償額は、甲乙協議して定める。
（自動車損害賠償保険への加入）
第 11 条　乙は、乙の保有する除雪機械等について、この契約の締結後遅滞なく自動車損害賠償保障法に基づく責任保険及び任意自動車損害保険に加入するものとする。
（第三者の損害賠償）
第 12 条　乙は、この除雪作業の実施により第三者に人的及び物的損害を及ぼした場合は、乙の負担において賠償するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がこれを負担する。
2　乙は、前項の損害を及ぼしたときは、速やかに甲に報告しなければならない。
（甲の解除権）

第13条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除することができる。

（1）乙の責めに帰すべき理由により、除雪作業を実施しないとき、又は除雪作業を実施する見込みがないと認められるとき。

（2）前号のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

2　甲は、前項の規定により契約を解除し、これによって損害を受けた場合は、乙にその損害を請求することができる。

（乙の解除権）

第14条　乙は、甲が契約に違反し、除雪作業をすることが不可能になった場合は、契約を解除することができる。

2　乙は、前項の規定により契約を解除し、これによって損害を受けた場合は、甲にその損害を請求することができる。

（物価の変動）

第15条　契約締結後において物価に著しい変動が生じた場合は、甲乙協議して単価の変更をすることができる。

（契約条項以外の事項等）

第16条　この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義を生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成21年11月○○日

発注者　　住所　富山市新総曲輪1番7号
　　氏名　富山県知事　石井隆一

請負者　　○○除雪共同企業体

代表者　　住所　○○
　　氏名　○○株式会社
　　代表取締役社長　○○

構成員　　住所　○○
　　氏名　○○株式会社
　　代表取締役　　○○

道路除排雪業務委託契約書第15条の規定に関する申合せ

道路除排雪業務委託契約書第15条の規定については、下記のとおり運用することで甲乙合意するものとする。

記

1　同条でいう「物価に著しい変動が生じた場合」とは、富山県土木部の公共事業に係る燃料単価（軽油及びガソリン）の改定により、契約締結時の燃料単価と比較して、10%以上の増減があった場合とする。

2　1に該当する場合、甲乙両者は改定後の燃料単価に基づき算出される除雪単価により変更契約を締結するものとする。

3　2の変更契約は、燃料単価の改定日の翌月の初日に締結し、2において算出される除雪単価を同日以降適用するものとする。

4　2の変更契約締結後、再度の燃料単価の改定により、変更契約締結時の燃料単価と比較して、10%以上の増減があった場合、2及び3と同様の取扱いをするものとする。

共同企業体協定書

（目　的）

第１条　この共同企業体は、道路除雪事業を共同連帯して行うことを目的とする。

（名　称）

第２条　この共同企業体は、　　共同企業体（以下『企業体』という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　企業体は、事務所を　　に置く。

（成立の期間及び解散の時期）

第４条　企業体は、平成２１年１１月１３日に成立し、その存続期間は、平成２２年３月３１日までとする。

２　前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

（構成員の住所及び名称）

第５条　企業体の構成員は、次のとおりとする。

（代表者の名称）

第６条　企業体は、　　を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　企業体の代表者は、道路除排雪事業の実施に関して委託者及び監督官庁等と折衝する権限、委託料の請求並びに受領に関する権限及び企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（路線の分担）

第８条　各構成員の路線の分担は、企業体作業計画書に定めるところによるものとする。ただし、運営委員会で必要と認めた場合は、委員会で決定した構成員が分担することができるものとする。

（情報連絡員）

第９条　発注者たる県との情報の連絡に当たるため、企業体に情報連絡員を置く。

（運営委員会）

第１０条　企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、道路除排雪事業の実施に当たるものとする。

（構成員の責任）

第１１条　構成員は、それぞれ分担する路線の除排雪事業の遂行を図り、委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第１２条　企業体の取引金融機関は、　　（口座番号：　　）として代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（必要経費の負担）

第１３条　構成員は、その分担する路線の除排雪事業の実施のための経費を負担するものとする。

（共通費用の分担）

第１４条　委託契約の履行のための共通の経費等については、毎月１回運営委員会において各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第１５条　構成員がその分担路線の除排雪事業に関し、委託者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

２　構成員が他の構成員に損害を与えた場合については、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

３　前２項に規定する責任について、構成員が損害を負担し難いとき又はその責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定するところに従うものとする。

４　前３項の規定は、いかなる意味においても第１１条に規定する構成員の責任を免れるものと解釈してはならない。

（権利義務の譲渡の制限）

第１６条　この協定に基づく権利及び義務は、他人に譲渡することはできない。

（委託期間途中における構成員の脱退）

第１７条　構成員は、企業体は解散する日までは委託者及び運営委員会の承認がなければ

脱退することができない。

（委託期間途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第１８条　構成員のうちいずれかが委託期間途中において、脱退し、破産し、又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担する路線の除排雪事業を行うものとする。

２　前項の場合においては、第１５条第２項及び第３項の規定を準用する。

（解散後のかし担保責任）

第１９条　企業体が解散したあとにおいても、当該除排雪事業につきかしがあったときは、各構成員は、共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第２０条　この協定に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

他　　社は、上記のとおり　　共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書　　通を作成し、各通に構成員全員の記名捺印し各自所持するものとする。

平成　　年　　月　　日

代表者

構成員

構成員

構成員

構成員

新潟県の除雪支払い制度の見直しについて

１．除雪開始日が１１月１６日からとなり、契約期間が、４．５ヶ月（従来は４ヶ月）となった。

２．基本待機料が、半月早まったことにより、地域ごとに加算された。

３．機械の固定費の改定

（従　来）
機械の基礎価格（円）×3%×4／12

（改定後）
機械の基礎価格（円）×
(1/2×(1－残存率)／標準使用年数＋年間管理費率)×4.5／12
※年間管理費率　⇒　7%、9%、12%（機種により異なる）

４．出動前のパトロール経費の支払い

以　上

新潟県報道資料

新潟県

平成２１年１０月２８日

安全・安心な冬期道路交通を確保します。
～平成21年度道路除雪計画と除雪支払い制度の見直し～

安全で安心な冬期の道路交通確保のため、例年より半月早く、11月16 日より「新潟県道路除雪対策本部」を道路管理課内に開設し、今冬の降雪に備えます。また、今年度の除雪計画を下記のとおりとしました。

１　平成21年度冬期道路交通確保計画について

- 車道除雪延長：4,558 ㎞
  (荒川道路の開通などバイパス新設等により昨年度比 約7㎞増)
- 歩道除雪延長：通学路を中心に1,186 ㎞
  (歩道新設等により昨年度比約12㎞増)
- 除雪機械台数：車道、歩道の県・民間総台数1,126台

２　除雪費支払い制度の見直しについて

少雪時においても安定的に除雪機械を確保し、除雪体制を維持していけるよう、平成19年度より固定費と変動費に分けて支払ってきた機械稼働費について、その割合を見直しました。

（別紙参照）

本件についてのお問い合わせ先
担当 ： 土木部道路管理課　町屋
（直通） 025-280-5844

（別紙）

新潟県

平成２１年１０月２８日

除雪費支払い制度の主な変更点

１）除雪体制スタートを12月1日から11月半ばへ

県民ニーズに対応し、より迅速で、確実な除雪を実施するため、除雪体制スタートを従来より半月早め、今年は11月16日（月）からとします。

２）基本待機料制度の拡充

基本待機時間を山地で６時間、平地３時間、沿岸で２時間上乗せします。

これにより、合計で山地部は246 時間、平地部123時間、沿岸部82時間となります。

３）機械固定費の割合見直し（大幅アップ）

平成19年度より導入した機械固定費について、従来の保険・税金相当分に加え、償却費の一部を加えるなど、変動費と固定費の割合を大きく見直しました。

４）出動前パトロールの費用支払い

迅速、確実な除雪で県民ニーズに応えるため、出動判断のためのパトロール費用を支払います。

本件についてのお問い合わせ先
担当 ： 土木部道路管理課　町屋
（直通） 025-280-5844

基本待機料制度について

1　基本待機料制度の目的

県民の社会・経済活動に必要な安全で安心な冬期道路交通を確保し、安定的で持続可能な除雪体制を維持するために、除雪事業に対して「基本待機料」制度を創設します。

2　制度の内容

除雪機械の実稼動時間が基本待機時間に満たない場合、その差の時間に基本待機単価を乗じた額を基本待機料とし、待機料の支払いがある場合は基本待機料から待機料分を減額し支払います。

また、除雪機械を複数台数、貸与又は委託契約している場合で、各除雪機械の稼動時間に不均衡が生じた場合は、会社（JV で契約している場合は、構成員）単位で機械区分（車道除雪機械、歩道除雪機械、薬剤散布車）ごとに相殺し、支払います。

3　基本待機時間について

（１）対象車種　　車道除雪車・歩道除雪車（機）・薬剤散布車
（市町村委託及び借上委託を除く）

（２）地域区分　　地域の区分けについては新潟県 1/5 確率積雪ﾏｯﾌﾟによる

（３）機械区分　　車道除雪機械・歩道除雪機械・薬剤散布車

（地域区分・基本待機時間）

地域区分 (新潟県1/5確率積雪ﾏｯﾌﾟ)	車道除雪機械 基本待機時間	歩道除雪機械 基本待機時間	薬剤散布車 基本待機時間
A（沿岸）地域（100㎝未満）	80	40	80
B（平地）地域（100㎝以上250㎝未満）	120	60	120
C（山地）地域（250㎝ 以上）	240	120	240

※除雪区間内に異なる地域が混在する場合、除雪延長が長い地域を地域区分とする

4　基本待機料の算出等について

（１）基本待機料の算出式

基本待機料=(基本待機時間－稼動時間)×基本待機単価－待機料

※契約基本待機単価は 100 円未満切り捨てとする。

（２）契約方法　　見積により決定する

（３）支払い　　機械区分ごとに３月末日に取りまとめの上、甲に請求するものとする

（４）履行確認　　除雪作業計画書及び除雪機械運転者届けにより、人員体制に兼務が無いことを確認する

基本待機料のイメージ図

１．実稼働時間＜基本待機時間の場合

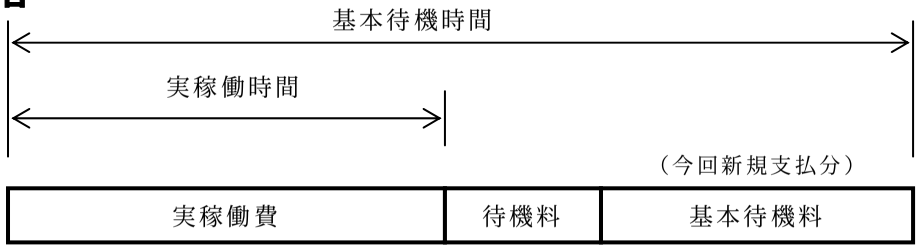

（除雪委託料支払額）

１の場合　基本待機料 ＝（基本待機時間－実稼働時間）× 基本待機単価 － 待機料

【基本待機単価】	Ｐ：各機種の労務単価
１時間当たりの基本待機単価	Ｎ：各機種の１台当たりの人員
ａ＝Ｐ×Ｎ×ｋ／ｔ	ｔ：標準の運転日当たり運転時間
	ｋ：構成比

２．実稼働時間＞基本待機時間の場合

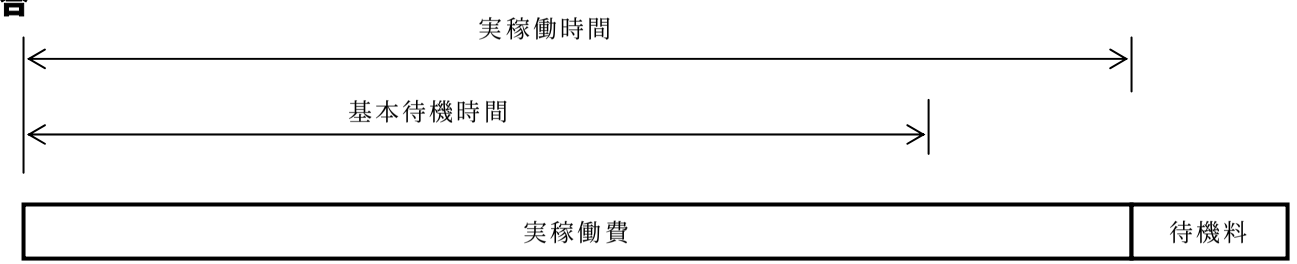

（除雪委託料支払額）

２の場合　基本待機料＝０

平成２１年度

道路除排雪委託経費積算基準

（公表用）

新潟県土木部

目　　次

適用範囲 ・・・ 1

１．契約形態 ・・・ 1

２．直接経費 ・・・ 1

３．機械稼働費
（１）変動費 ・・・ 1
（２）固定費 ・・・ 3

４．人力作業等経費 ・・・ 5

５．待機補償料 ・・・ 6

６．基本待機料 ・・・ 6

７．諸経費 ・・・ 8

８．単価表 ・・・ 10

平成２１年度　道路除排雪委託経費積算基準

適　用　範　囲

この基準は、新潟県土木部が雪寒体制期間中に行う道路除排雪を、貸与、委託、借上、市町村委託の形態別に区分して行う場合の経費算定に適用する。

基準の中で用いている数値については、通常の場合の標準値を示しており、これによりがたい場合は、別途算定することができる。

なお、積算基準の内容は、新潟県土木部で実施する道路除排雪作業実態に基づくものであるため、準用にあたっては十分留意すること。

1.　契約形態

県が実施する道路除雪作業の形態区分を表１に示す。

表１：除雪作業の形態

作業形態	内　　容
貸与委託	委託者の除雪機械を請負者に貸与のうえ、請負者の作業員で除雪作業を実施する。
委託	請負者の除雪機械 及び 作業員で除雪作業を実施する。
借上委託	請負者の除雪機械 及び 作業員で、委託者の必要のつど除雪作業を実施する。
市町村委託	市町村に除雪作業を委託する。

2.　直接経費

直接経費（機械経費）
- 運転経費（燃料費、運転労務費、消耗品雑品費）
- 機械損料（償却費、維持修理費、管理費）

労務単価、燃料単価については「新潟県土木工事等基礎単価表」による。

また、損料諸数値については(社)日本建設機械化協会「建設機械等損料算定表」（以下、損料表とする。）によるものとし、「損料表」に定められていない機械は、類似の機械損料データを参考に推算する。

3.　機械稼働費

（1）変動費

直接経費は、運転経費と機械損料の2要素について算定する。

ｱ 運転経費

(ｱ) 燃料費

機械を運転するのに必要な燃料の費用で、その算定は次による。

運転１時間当たり燃料費(円/h)＝燃料単価(円/h)×燃料消費量(ℓ /h)

(ｲ) 運転労務費

運転労務費は、機械を運転するのに必要とする運転手、助手及び世話役等の費用で、その算定は次による。

運転１時間当たり労務費(円/h)＝労務単価(円/人)×運転１時間当たり労務歩掛(人/h)

a 適用職種

各除雪機械等運転労務の適用職種は表２を標準とする。

b 労務歩掛

(a) 運転手

運転手の機械運転1時間当たり労務歩掛は、次式による。

歩掛＝1／T(人/h)

なお、Tは4～7時間について適用するものとし、Tが4時間未満の場合は4を、7時間を超える場合は7を使用する。

(注) Tは運転日当たり運転時間で、請負工事機械経費積算要領第4第4項及び同第6の定めによる。

(b) 助手

運搬排雪等以外の工種で、安全確認作業のため運転手とともに除雪機械に同乗する作業付労務者とする。

助手の機械運転1時間当たり労務歩掛は、(a)運転手による。

(c) 世話役

世話役の労務歩掛は、運転手の1/5を計上する。

(d) 補助作業員（普通作業員）

小形除雪車等で機械付労務作業員（助手の代わり）として、必要に応じ計上する。

(e) 誘導員（交通整理員）

運搬排雪、雪庇処理等において、1作業区間内の作業機械の1群に対し、監督員と協議の上、状況に応じ必要員数を計上する。

c 労務単価の割増

労務単価の割増は、「積算基準（１一般土木）県版（新潟県土木部）」による。

なお、夜間及び深夜並びに早朝の勤務時間についてのみ行うものとし、冬期補正は行わない。割増率は、次による。

(a) 日中除雪作業（8：00～17：00）＝基準日額

(b) 夜間除雪作業

割増賃金＝基準額×構成比×割増率×割増すべき時間数

割増率　　17：00～22：00 及び 5：00～8：00 …… 25%（夜間）

22：00～ 5：00 …… 50%（深夜）

(ｳ) 消耗品雑品費（標準の場合）

ﾀｲﾔﾁｪｰﾝ及び切刃等について、「損料表」に定める機種、規格別の運転１時間当り損耗費を積上げる。ただし、貸与機械の消耗部品については、表３に基づき無償支給するため、算定はしない。

ｲ 機械損料

機械損料は、償却費、維持修理費（定期整備費、現場修理費）、管理費よりなる。

契約形態別の算定対象は表４によるものとし、算定は次による。

運転１時間当り機械損料(円/h)＝基礎価格(円)×損料率

損料率の算定は次による。

（ｱ）貸与委託

損料率＝維持修理費率(現場修理)/標準使用年数/年間標準運転時間

※「損料表」において維持修理費率が定期整備と現場修理に分かれていない機械については、維持修理費率(現場修理)は無償貸与機械に係る現場修理費率表の作業車の値を使用し算出する。　損料率＝１時間当り現場修理費率(作業車)

（ｲ）委託

損料率＝(1/2×(1－残存率)＋維持修理費率(定期整備＋現場修理))

／標準使用年数／年間標準運転時間

（ｳ）借上委託

損料率＝(((1－残存率)＋維持修理費率(定期整備＋現場修理))／標準使用年数

＋年間管理費率)／年間標準運転時間

（ｴ）市町村委託

損料率＝(維持修理費率(定期整備＋現場修理)／標準使用年数＋年間管理費率)

／年間標準運転時間

※年間管理費率は無償で貸与する機械に係る年間管理費率を使用し算出する。

（2）固定費

機械損料のうち償却費の1/2及び管理費を対象とし、その算定は次による。

なお、対象は貸与、委託とし借上、市町村委託は除く。

ｱ 貸与委託

機械損料(固定費)(円/月)＝基礎価格(円)×年間管理費率／１２(月/年)

※年間管理費率は無償で貸与する機械に係る年間管理費率を使用し算出する。

ｲ 委託

機械損料(固定費)(円/月)＝基礎価格(円)×(1/2×(1-残存率)／標準使用年数

＋年間管理費率)／１２(月/年)

※１ヶ月単位とならない場合は、按分により算出するものとする。

表２：除雪機械等運転労務適用職種

機械名	区分	運転手		助手	一般世話役	機械付労務作業員		備考
		特殊	一般			特殊	普通	
ﾛｰﾀﾘ除雪車	専用型	○	－	○	○	－	－	
	ﾕﾆｯﾄ型	○	－	○	○	－	－	
除雪ﾄﾗｯｸ		－	○	○	○	－	－	
除雪ｸﾞﾚｰﾀﾞ		○	－	○	○	－	－	
除雪ﾄﾞｰｻﾞ、ｽﾉｰﾛｰﾀﾞ	２人乗り	○	－	○	○	－	－	
	１人乗り	○	－	－	○	－	－	
ﾊﾞｯｸﾎｳ	排雪、春先	○	－	－	－	－	－	
除雪ﾄﾞｰｻﾞ（履帯式）	春先	○	－	－	－	－	－	
ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ	排雪、春先	－	○	－	－	－	－	
小形除雪車	29kW(40PS)	－	○	－	○	－	○	
	59～102kW (80～139PS)	○	－	－	○	－	○	
小型除雪機		－	－	－	－	○	○	ﾊﾝﾄﾞｶﾞｲﾄﾞ
凍結防止剤散布車		－	○	○	－	－	－	車載式含
小形ﾄﾗｯｸ		－	○	－	－	－	－	
高所作業車		○	－	－	－	－	－	
補助車		－	○	－	－	－	－	ﾗｲﾄﾊﾞﾝ

注）1 排雪とは、片側もしくは全車線の交通を遮断して行う運搬排雪のことであり、助手、一般世話役、誘導員を含まない。
2 春先とは、春山除雪路線 及び 苗代除雪のことであり、助手、一般世話役を含まない。

表３：無償貸与機械支給品

消耗品 ＼ 機種名	ﾀｲﾔﾁｪｰﾝ	切刃等（ｴｯｼﾞ類）	ｼｬｰﾋﾟﾝ	備考
全機種	○	○	×	○：支給品、×：請負者持ち 切刃等対象は以下のものとする。 ｶｯﾃｨﾝｸﾞｴｯｼﾞ、ｻｲﾄﾞｴｯｼﾞ、 ﾏﾙﾁｾﾝﾀｰｴｯｼﾞ、ｴﾝﾄﾞﾋﾞｯﾄ

表４：機械損料算定対象

契約形態区分	償却費		維持修理費		管理費		備考
	1/2	1/2	定期整備	現場修理	委託機械	貸与機械	
貸与委託	―	―	―	稼	―	固	稼：機械稼働経費の対象 固：固定費の対象
委託	稼	固	稼	稼	固	―	
借上委託	稼	稼	稼	稼	稼	―	
市町村委託	―	―	稼	稼	―	稼	

4. 人力作業等経費

人力により行う除排雪作業、凍結防止剤散布作業 及び 凍結防止剤積込作業などについて適用する。歩掛を表５に示す。

表５：人力作業等の歩掛

名称	適用職種	歩掛	労務単価の割増
人力除排雪	普通作業員	0.125（人/h）	2(1)ｱ(ｲ)ｃによるものとする。
凍結防止剤積込作業（人力）		0.1（人/t）	
凍結防止剤積込作業（機械）	一般世話役	0.006（人/t）	
	特殊作業員	0.006（人/t）	
凍結防止剤散布作業（人力）	普通作業員	6.7（人/t）	
	ﾄﾗｯｸ運転（2t積）	1（日）	
安全確保作業	交通誘導員Ｂ	0.125（人/h）	
雪道巡回工（10km以下）	一般運転手	0.125（人/回）	
	一般世話役	0.0625（人/回）	
	ﾗｲﾄﾊﾞﾝ1500cc	0.5（h/回）	
雪道巡回工（25km以下）	一般運転手	0.225（人/回）	
	一般世話役	0.1125（人/回）	
	ﾗｲﾄﾊﾞﾝ1500cc	0.9（h/回）	

※雪道巡回工の対象は、道路除雪工を貸与委託又は委託により実施する場合とする。
また、経費の算定は委託によるものとするが、固定費対象外とし機械損料は3(1)ｲ(ｳ)により算出するものとする。

5. 待機補償料

待機補償料に用いる労務歩掛は、1日当たりの運転労務の60%とする。

機種別の適用職種は表８による。

なお、労務費の割増は行わない。

表８：待機補償料適用職種

№	機種	適用	運転手		助手	世話役	作業員	
			特殊	一般			特殊	補助(普通)
Ⅰ	Ⅱ以外の車道除雪機械	各種	○	－	○	○	－	－
Ⅱ	除雪ﾄﾗｯｸ	各種	－	○	○	○	－	－
Ⅲ	小形除雪車	30kW(40PS)	－	○	－	○	－	○
		60～90kW(80～130PS)	○			○		○
Ⅳ	小型除雪機	各種	－	－	－	－	○	○

6. 基本待機料

除雪機械の実稼動時間が基本待機時間に満たない場合、その差の時間に基本待機単価を乗じた額を基本待機料とし、待機料がある場合は基本待機料から待機料分を差し引いて支払う。

除雪機械を複数台、貸与又は委託契約している場合は、会社単位（JVで契約している場合は、構成員単位）で機械区分ごとに集計し、基本待機料を算定する。

ｱ 対象車種及び区分

（ｱ）対象車種　車道除雪車・歩道除雪車（機）・薬剤散布車
（市町村委託及び借上委託を除く）

（ｲ）地域区分　地域の区分けについては新潟県 1/5 確率積雪ﾏｯﾌﾟによる。

（ｳ）機械区分　Ⅰ-①車道用除雪機械（除雪グレーダ、除雪ドーザ、除雪トラック）
Ⅰ-②車道用除雪機械（ロータリ除雪車）
Ⅱ　歩道用除雪機械（小型除雪車、小型除雪機）
Ⅲ　凍結防止剤散布車

ｲ 算定式

基本待機料＝（基本待機時間－稼動時間）×基本待機単価－待機補償料

（除雪委託料支払いイメージ図）

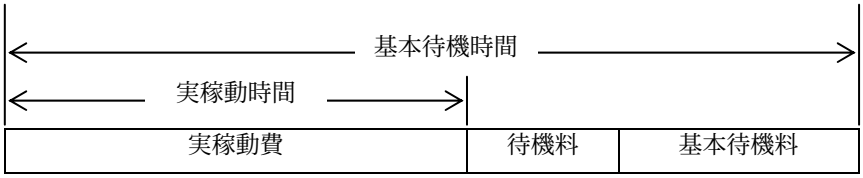

ｳ 基本待機時間

地域、機械区分別の基本待機時間は表９による。

表９：基本待機時間

地域区分 (新潟県1/5確率積雪ﾏｯﾌﾟ)	車道除雪機械 基本待機時間	歩道除雪機械 基本待機時間	凍結防止剤散布車 基本待機時間
A地域（100㎝未満）	82	41	82
B地域（100㎝以上250㎝未満）	123	62	123
C地域（250㎝ 以上）	246	123	246

※除雪区間内に異なる地域が混在する場合、除雪延長が長い地域を地域区分とする。

ｴ 基本待機単価

１時間当り基本待機単価は次式による。

機種毎の適用職種、人員については表１０による。

基本待機単価(円/h)＝労務単価(円/人)×ｋ×歩掛(人/ｈ)

歩掛(人/ｈ)＝N(人)/ｔ(ｈ)

Ｎ：各機種の１台／日当り人員

ｋ：0.864（全対象機種の適用職種構成比の最低値）

ｔ：5.25（全対象機械の標準運転日当り運転時間の加重平均）

表１０：基本待機料適用職種・日当り人員Ｎ（人／日）

機種	適用	運転手		助手	世話役	作業員	
		特殊	一般			特殊	補助 (普通)
ﾛｰﾀﾘ除雪車		1	－	1	1 / 5	－	－
除雪ﾄﾗｯｸ		－	1	1	1 / 5	－	－
除雪ｸﾞﾚｰﾀﾞ		1		1	1 / 5	－	－
除雪ﾄﾞｰｻﾞ		1	－	1	1 / 5	－	－
小型除雪車	29kW(40PS)	－	1	－	1 / 5	－	1
	60～90kW (80～130PS)	1	－	－	1 / 5	－	1
小型除雪機		－	－	－	－	1	1
凍結防止剤 散布車		－	1	1	－	－	－

7. 諸経費

諸経費の算定は「積算基準（１一般土木）県版（新潟県土木部）」の道路維持工事の経費率による。

諸経費の算定項目は表１１による。但し、次のものに関しては諸経費算定の対象外とする。

・貸与機械で消耗部品として支給するﾀｲﾔﾁｪｰﾝ、切刃等

・凍結防止剤散布で使用する薬剤

ｱ 共通仮設費

除雪作業に伴う共通仮設費については、以下のものを対象とする。

(ｱ) 運搬費

建設機械器具等の運搬等に要する費用。但し、路上を走行できない借上機械 及び 歩道除雪機械などを、搬送する場合は対象外とし、別途積上げるものとする。

(ｲ) 準備費

除雪期間中 及び 除雪期間終了後の準備後片付け、気象状況等の観測・調査に要する費用

(ｳ) 安全費

除雪区域内全般における安全管理上必要な監視・連絡、安全施設類の設置・撤去等に要する費用

(ｴ) 技術管理費

作業日報・写真等の整理等に要する費用

(ｵ) 営繕費

除雪ｵﾍﾟﾚｰﾀ等作業員宿舎等の営繕、上記に係る土地建物の借上に要する費用。

但し、共通仮設費の内、安全費に占める誘導員及び監視員の費用は、共通仮設費（率分）算定の対象外とする。

ｲ 現場管理費

除雪作業に伴う現場管理費は、現場労務者に係る費用、事務用品費、通信交通費等を対象とした経費とする。

但し、借上、市町村委託では計上しないものとする。

ｳ 一般管理費等

除雪作業に伴う一般管理費等は、契約企業の継続運営に必要な費用をいい、一般管理費及び付加収益からなる。

ｴ 諸経費算定項目

諸経費算定項目は表１１による。但し、次のものに関しては諸経費算定の対象外とする。

・貸与機械で消耗部品として支給するﾀｲﾔﾁｪｰﾝ、切刃等

・凍結防止剤散布で使用する薬剤

表１１：諸経費算定項目

区分	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
貸与委託・委託	○	○	○
借上委託・市町村委託	○	×	○

※１待機補償料、基本待機料は諸経費対象外とする。

※２安全確保作業、人力排雪作業は臨時的な作業のため、全ての区分において借上・市町村委託の諸経費率とする。

ｵ 共通仮設費

平成２１年度の除雪単価諸経費率を表１２に示す。

なお、諸経費率は道路除排雪委託除雪単価（新潟県土木部）における新潟県の除雪実績等に基づいて算定してあるため、単価 及び 諸経費率の準用に当たっては留意すること。

表１２：除雪単価諸経費率

区分	諸経費率
貸与委託・委託	６３．５１　％
借上委託・市町村委託	２１．９６　％

8．単価表

（1）除雪ﾄﾞｰｻﾞ運転１時間当り単価表（２人乗務機械）

名称	規格	単位	数量	摘要
軽油		ﾘｯﾄﾙ		
切刃損耗費		H	1	必要に応じて計上
ﾀｲﾔﾁｪｰﾝ損耗費		H	1	必要に応じて計上
特殊運転手		人		1/T
助手		人		1/T
世話役		人		(1/T)/5
機械損料	除雪ﾄﾞｰｻﾞ	H	1	
〃	ﾌﾟﾗｳ	H	1	必要に応じて計上
諸経費		式	1	
計				

（2）除雪ﾄﾞｰｻﾞ運転１時間当り単価表（１人乗務機械）

名称	規格	単位	数量	摘要
軽油		ﾘｯﾄﾙ		
切刃損耗費		H	1	必要に応じて計上
ﾀｲﾔﾁｪｰﾝ損耗費		H	1	必要に応じて計上
特殊運転手		人		1/T
世話役		人		(1/T)/5
機械損料	除雪ﾄﾞｰｻﾞ	H	1	
〃	ﾌﾟﾗｳ	H	1	必要に応じて計上
諸経費		式	1	
計				

（3）除雪ﾄﾞｰｻﾞ（履帯式）運転１時間当り単価表（春先　１人乗務機械）

名称	規格	単位	数量	摘要
軽油		ﾘｯﾄﾙ		
切刃損耗費		H	1	必要に応じて計上
特殊運転手		人		1/T
機械損料	除雪ﾄﾞｰｻﾞ	H	1	
諸経費		式	1	
計				

（4）ｽﾉｰﾛｰﾀﾞ運転１時間当り単価表（２人乗務機械）

名称	規格	単位	数量	摘要
軽油		ﾘｯﾄﾙ		
切刃損耗費		H	1	必要に応じて計上
ﾀｲﾔﾁｪｰﾝ損耗費		H	1	必要に応じて計上
特殊運転手		人		1/T
助手		人		1/T
世話役		人		(1/T)/5
機械損料	ｽﾉｰﾛｰﾀﾞ	H	1	
〃	ｽﾉｰﾊﾞｹｯﾄ	H	1	
諸経費		式	1	
計				

（5）ｽﾉｰﾛｰﾀﾞ運転１時間当り単価表（１人乗務機械）

名称	規格	単位	数量	摘要
軽油		ﾘｯﾄﾙ		
切刃損耗費		H	1	必要に応じて計上
ﾀｲﾔﾁｪｰﾝ損耗費		H	1	必要に応じて計上
特殊運転手		人		1/T
世話役		人		(1/T)/5
機械損料	ｽﾉｰﾛｰﾀﾞ	H	1	
〃	ｽﾉｰﾊﾞｹｯﾄ	H	1	
諸経費		式	1	
計				

（6）除雪ﾄﾗｯｸ運転１時間当り単価表（２人乗務機械）

名称	規格	単位	数量	摘要
軽油		ﾘｯﾄﾙ		
切刃損耗費		H	1	必要に応じて計上
ﾀｲﾔﾁｪｰﾝ損耗費		H	1	必要に応じて計上
一般運転手		人		1/T
助手		人		1/T
世話役		人		(1/T)/5
機械損料	除雪ﾄﾗｯｸ	H	1	
〃	ﾌﾟﾗｳ	H	1	
諸経費		式	1	
計				

（7）ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ運転１時間当り単価表（排雪、春先　１人乗務機械）

名称	規格	単位	数量	摘要
軽油		ﾘｯﾄﾙ		
ﾀｲﾔﾁｪｰﾝ損耗費		H	1	必要に応じて計上
一般運転手		人		1/T
機械損料	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ	H	1	
諸経費		式	1	
計				

（8）除雪ｸﾞﾚｰﾀﾞ運転１時間当り単価表（２人乗務機械）

名称	規格	単位	数量	摘要
軽油		ﾘｯﾄﾙ		
切刃損耗費		H	1	必要に応じて計上
ﾀｲﾔﾁｪｰﾝ損耗費		H	1	必要に応じて計上
ｴﾝﾄﾞﾋﾞｯﾄ損耗費		H	1	必要に応じて計上
特殊運転手		人		1/T
助手		人		1/T
世話役		人		(1/T)/5
機械損料	除雪ｸﾞﾚｰﾀﾞ	H	1	
諸経費		式	1	
計				

（9）ﾛｰﾀﾘ除雪車（専用型）運転１時間当り単価表（２人乗務機械）

名称	規格	単位	数量	摘要
軽油		ﾘｯﾄﾙ		
ﾀｲﾔﾁｪｰﾝ損耗費		H	1	必要に応じて計上
特殊運転手		人		1/T
助手		人		1/T
世話役		人		(1/T)/5
機械損料		H	1	
諸経費		式	1	
計				

（10）ﾛｰﾀﾘ除雪車（ﾕﾆｯﾄ型）１時間当り単価表（乗車定員２人）（２人乗務機械）

名称	規格	単位	数量	摘要
軽油		ﾘｯﾄﾙ		
ﾀｲﾔﾁｪｰﾝ損耗費		H	1	必要に応じて計上
特殊運転手		人		1/T
助手		人		1/T
世話役		人		(1/T)/5
機械損料	ﾛｰﾀﾘ除雪装置	H	1	
〃	除雪ﾄﾞｰｻﾞ or ｽﾉｰﾛｰﾀﾞ	H	1	
諸経費		式	1	
計				

（11）小型除雪車 30kw(40PS)運転１時間当り単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
軽油		ﾘｯﾄﾙ		
ﾀｲﾔﾁｪｰﾝ損耗費		H	1	必要に応じて計上
一般運転手		人		1/T
世話役		人		(1/T)/5
補助（普通）作業員		人		1/T（必要に応じて）
機械損料	小型除雪車	H	1	
諸経費		式	1	
計				

（12）小型除雪車 60～90kW(80～130PS)運転１時間当り単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
軽油		ﾘｯﾄﾙ		
ﾀｲﾔﾁｪｰﾝ損耗費		H	1	必要に応じて計上
特殊運転手		人		1/T
世話役		人		(1/T)/5
補助（普通）作業員		人		1/T（必要に応じて）
機械損料	小型除雪車	H	1	
諸経費		式	1	
計				

（13）小型除雪機運転１時間当り単価表（歩道用　補助作業員付１人乗務機械）

名称	規格	単位	数量	摘要
軽油又はｶﾞｿﾘﾝ		ﾘｯﾄﾙ		
特殊作業員		人		1/T
補助（普通）作業員		人		1/T
機械損料	小形除雪機（ﾊﾝﾄﾞｶﾞｲﾄﾞ式）	H	1	
諸経費		式	1	
計				

（14）凍結防止剤散布装置１時間当り単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
軽油又はｶﾞｿﾘﾝ		ﾘｯﾄﾙ		散布装置燃料（機種に応じて計上）
軽油		ﾘｯﾄﾙ		ﾄﾗｯｸ燃料
ﾀｲﾔﾁｪｰﾝ損耗費		H	1	必要に応じて計上
一般運転手		人		1/T
助手		人		1/T
機械損料	凍結防止剤散布装置	H	1	
〃	ﾄﾗｯｸ	H	1	
諸経費		式	1	
計				

（15）凍結防止剤散布車運転１時間当り単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
軽油		ﾘｯﾄﾙ		
ﾀｲﾔﾁｪｰﾝ損耗費		H	1	必要に応じて計上
一般運転手		人		1/T
助手		人		1/T
機械損料	凍結防止剤散布車	H	1	
諸経費		式	1	
計				

（16）凍結防止剤積込（人力）（開封・積込・清掃）作業１ｔ当り単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
普通作業員	人力	人	0.1	
諸経費		式	1	
計				

（17）凍結防止剤積込（機械）（開封・積込・清掃）作業１ｔ当り単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
世話役	機械	人		
特殊作業員		人		
諸経費		式	1	
計				

※請負者の積込機械利用の場合は別途積み上げる。

（18）凍結防止剤散布作業（人力）１ｔ当り単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
普通作業員		人	6.7	
ﾄﾗｯｸ運転	２ｔ積	日	1	
諸経費		式	1	
計				

（19）ﾄﾗｯｸ運転（凍結防止剤人力散布用）１日当り単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
一般運転手		人	0.40	
燃料費		ﾘｯﾄﾙ	8	
機械損料	２ｔﾄﾗｯｸ	H	2.21	
諸経費		式	1	
計				

（20）ﾄﾗｯｸ運転１時間当り単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
軽油		ﾘｯﾄﾙ		
ﾀｲﾔﾁｪｰﾝ損耗費		H	1	必要に応じて計上
一般運転手		人		1/T
機械損料	２ｔﾄﾗｯｸ	H	1	
諸経費		式	1	
計				

（21）高所作業車運転１時間当り単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
軽油		ﾘｯﾄﾙ		
ﾀｲﾔﾁｪｰﾝ損耗費		H	1	必要に応じて計上
特殊運転手		人		1/T
機械損料	高所作業車	H	1	
諸経費		式	1	
計				

（22）ﾊﾞｯｸﾎｳ運転１時間当り単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
軽油		ﾘｯﾄﾙ		
ﾀｲﾔﾁｪｰﾝ損耗費		H	1	必要に応じて計上
特殊運転手		人		1/T
機械損料	ﾊﾞｯｸﾎｳ	H	1	
諸経費		式	1	
計				

（23）補助作業員１時間当り単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
普通作業員		H	1	
諸経費		式	1	
計				

（24）誘導員１時間当り単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
交通整理員		H	1	
諸経費		式	1	
計				

（25）人力除排雪１時間当り単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
普通作業員		H	1	
諸経費		式	1	
計				

（26）補助車運転１時間当り単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
ｶﾞｿﾘﾝ		ﾘｯﾄﾙ		
ﾀｲﾔﾁｪｰﾝ損耗費		H	1	必要に応じて計上
一般運転手		人		1/T
機械損料	ﾗｲﾄﾊﾞﾝ	H	1	
諸経費		式	1	
計				

（27）雪道巡回（10㎞以下）１回当り単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
ｶﾞｿﾘﾝ		ﾘｯﾄﾙ		
ﾀｲﾔﾁｪｰﾝ損耗費		H	0.5	必要に応じて計上
一般運転手		人	0.125	
世話役		人	0.0625	
機械損料	ﾗｲﾄﾊﾞﾝ	H	0.5	
諸経費		式	1	
計				

（28）雪道巡回（25㎞以下）１回当り単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
ｶﾞｿﾘﾝ		ﾘｯﾄﾙ		
ﾀｲﾔﾁｪｰﾝ損耗費		H	0.9	必要に応じて計上
一般運転手		人	0.225	
世話役		人	0.1125	
機械損料	ﾗｲﾄﾊﾞﾝ	H	0.9	
諸経費		式	1	
計				

除雪業務に係る情報共有について

全国建設業協会は昨年１月より、各都道府県建設業協会にとって有用と思われる情報を**Zenken通信**にて発信していますが、その内容については、最低制限価格の引き上げ等、入札契約制度の改正が中心となっています。

今後は、除雪業務に係る情報（制度の改善事例等）についても積極的に提供していくこととし、同様の課題を有する建設業協会における情報の共有、また、情報交換できる環境を整備していきます。

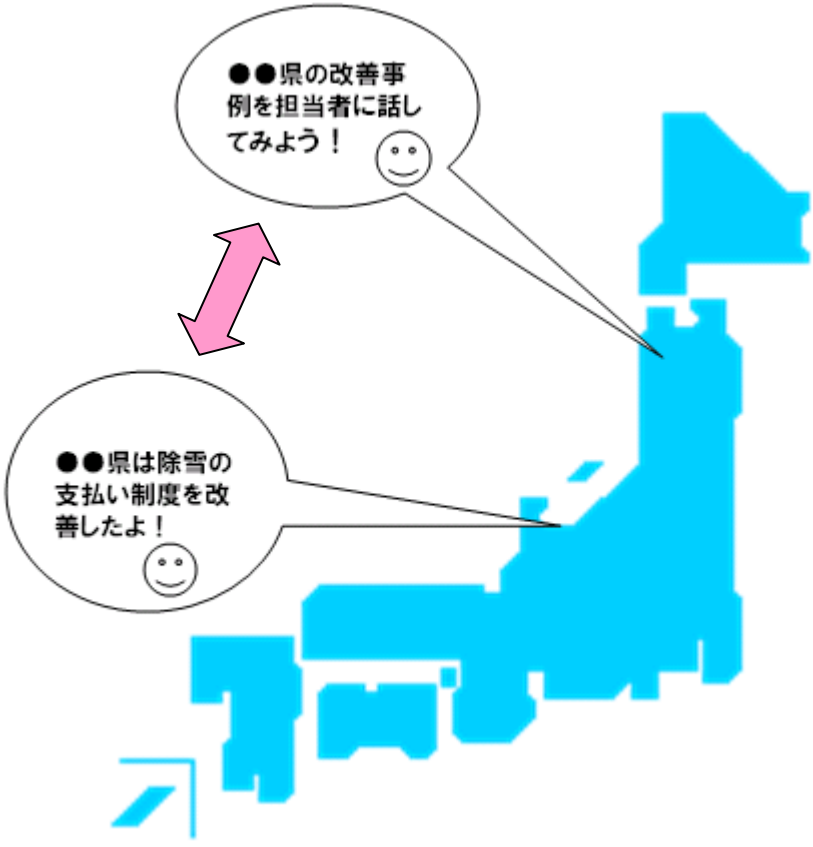

除雪業務に関する検討WG委員名簿

（委員名）	（所属・役職等）
牧野　光博	社団法人北海道建設業協会　専務理事
田中　利則	株式会社玉川組　専務取締役
神　　豊勝	社団法人青森県建設業協会　専務理事
大坂　憲一	株式会社大坂組　代表取締役社長
渡邉　平八郎	社団法人新潟県建設業協会　専務理事
八幡　泰市	社団法人新潟県建設業協会　技術部長
梅澤　隆昭	株式会社郷土建設藤村組　専務取締役
吉田　弥一郎	社団法人富山県建設業協会　専務理事
堀井　慎二	朝日建設株式会社　営業部長
大谷　正一	社団法人福井県建設業連合会　専務理事
林　　雅彦	株式会社長崎組　取締役

（敬称略）